



が、第一は、今後のわが国の経済構造及び金融構造はどうなるかということです。われわれの住んでおりますこの時点では将来を見通しますことは非常に困難ではございますけれども、しかし、将来の見通しなくしては今後に通用する法律をつくることはできないということで、この問題にまず取り組みました。

そうして第二は、そういう金融環境の中で銀行の果たすべき役割は何であるかということを検討いたしました。

それから第三に、銀行の資金配分機能のある方。これは要するに、日本の経済活動に対して銀行としてその血液に当たる資金をどういうふうに供給するか、その配分の問題の検討でございました。

それから第四に、銀行経営の健全性の確保の方策。これは先ほど申しましたように、預金銀行であります銀行の非常に大事な、最も基本的とも言える機能の問題でございます。

第五に、国民のニーズの多様化等に対応するための銀行取引、サービスのあり方。これは経済活動の発展とともに、国民のニーズも多様化してまいります。これに銀行として対応しなければならない、そのサービスのあり方はどうでなければならぬかという点でございます。

第六番目には、その経済金融構造の変化の中で、金融機関の業務範囲をどういうふうに考えるべきか。これは相当いろいろな方面に広がってまいりますし、これからまた、国際的な、インター・ナショナルな問題も出てくるわけでございます。それから最後に、第七といたしまして、銀行に対する監督のあり方はどうあるべきかと、こういうふうに七つの柱を建てて検討を進めてまいりました。非常に基本的なものの検討から始めましたものですから、ずいぶんたびたび、数は省略いたしましたけれども、委員会も開き、しかも時間もございました。非常に長い間でございました。昭和五十四年の六月に答申を出したと、こういう経緯になっております。

それで、この答申の重點はどこにあるかと申しますと、いま七つの柱を申し上げましたので、それで大体尽きておるかと思いますが、さらに要約いたしますと、日本の経済は高度成長から安定経済に移っていくということを頭に置いたものになります。それから第二番目は、先ほども触れておりました。それから第三番目には、海外との交流があれましたけれども、国民の資産運用の範囲がだんだん広がってまいりまして、多様化してまいりまして、国民のニーズの変化が非常に見られるということ。それから第三番目には、海外との交流があふえて国際化が進展しておると、こういう環境の中で、国民経済的な観点に立ちました公共的機能を金融機関がどういうふうに發揮するか、またそれと並行いたしまして金融の効率化をどういうふうに進めていくかと、こういう点を検討して答申にいたしたのでございます。

それで、この答申が出来ました後、二年たちましたで今回の国会に対する法律案の提案となつたわけでございますが、この法案の要点は、これはもう申し上げるまでもございませんが、第一には、銀行の目的規定が新しくできまして、銀行の公共性と銀行の自主的な経営努力の尊重をあわせてうたっています。これに銀行として対応しなければならない、そのサービスのあり方はどうでなければならぬかという点でございます。

第六番目には、その経済金融構造の変化の中で、金融機関の業務範囲をどういうふうに考えるべきか。これは相当いろいろな方面に広がってまいりますし、これからまた、国際的な、インター・ナショナルな問題も出てくるわけでございます。それから最後に、第七といたしまして、銀行に対する監督のあり方はどうあるべきかと、こういうふうに七つの柱を建てて検討を進めてまいりました。非常に基本的なものの検討から始めましたものですから、ずいぶんたびたび、数は省略いたしましたけれども、委員会も開き、しかも時間もございました。非常に長い間でございました。昭和五十四年の六月に答申を出したと、こういう経緯になっております。

特徴であろうかと思います。

調査会の答申とここに出ております法案との間に多少の差がございます。しかし、その差を検討いたしますと、われわれが調査会で議論いたしました内容が、まとめ方は変わっておりますけれども、その内容から全く離れた問題ではないかと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、相當まとめるのに時間がかかりましたこと、さらにまた答申から法案の上程までにまた二年たつております。それから第三番目には、海外との交流があふえて国際化が進展しておると、こういう環境の中で、国民経済的な観点に立ちました公共的機能を金融機関がどういうふうに發揮するか、またそれと並行いたしまして金融の効率化をどういうふうに進めていくかと、こういう点を検討して答申にいたしたのでございます。

それで、この答申が出来ました後、二年たちましたでございますが、この法案の要点は、これはもう申し上げるまでもございませんが、第一には、銀行の目的規定が新しくできまして、銀行の公共性と銀行の自主的な経営努力の尊重をあわせてうたっています。これに銀行として対応しなければならない、そのサービスのあり方はどうでなければならぬかという点でございます。

以上は、銀行法に関して申し上げましたけれども、このたびはいま申し上げました銀行法の改正法案のほかに、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、この三つが出ております。このうち、いま一番最後に申し上げました整備法案では、金融制度の中核であります銀行法の改正に伴うわゆる横並びの検討でござりますし、それからまた、証券取引法の一部を改正する法律案は、先ほども申し上げましたけれども、銀行の証券業務についての規定の整備が図られたということが第二番目の特徴かと思います。それから第三番目に、銀行の業務及び財産の状況につきまして、国民一般の理解を深めるために説明書類の縦覧の形によりまして、ディスクロージャーを促す規定が新設されたということ。第四番目には、行政指導ということで行われてきておりました大口信用規制につきまして、在日外国銀行に対する規定の整備が行われたということ。それから最後には、週休二日制を要望した規定も設けられたと、こういうことが

た中小企業専門金融機関の業務拡充というものは、これからの中小企業金融機関の取引先の多様化するニーズに十分こたえていくものと期待しております。

まして、銀行法と相並びまして非常に大事な法案であるうと存じます。

私がいたしましては、この四法案を十分皆様方に御審議いただきまして、一日も早く成立することを心からお願いをいたしたいと思います。

どうありがとうございました。

○委員長(中村太郎君) ありがとうございます。

次に、村本参考人にお願いいたします。

○参考人(村本周三君) 全国銀行協会連合会の村本でございます。

本日は、銀行法に関する私ども銀行の考え方について申し述べさせていただく機会をお与えいただきましたことに、まず厚く御礼を申し上げます。

初めて、一昨年六月に金融制度調査会答申が出来ましてから約二年間にわたり、法案作成に熱意を持って取り組まれた関係各位の御努力に對し、深い敬意を表したいと存じます。

半世紀ぶりの新銀行法案を拝見いたしますと、法律文が現代文化されました上、第一条に目的規定が設けられ、銀行の公共性や社会的責任が明らかにされますとともに、業務運営に当たつての銀行の自主的努力の尊重がうたわれていることが注目されます。私ども銀行は、従来以上にその責務の重要性に思いをいたし、社会の負託に十分こたえられるよう努力を傾注する覚悟を新たにしているのでございます。

高齢成長期並びに石油危機をはさむその後の十年余りの間に、銀行の決済機能は、給与振り込みや各種の公共料金の自動振替などの形で広く家計部門にも浸透し、国民生活に深く根づいておるのあります。また、住宅ローンや消費者ローンも着実に伸びており、あらゆる金融サービスが、家計、企業並びに政府と経済の各部門に活用されております。こうした多方面にわたる金融

サービスの質を高め、効率的にこれを供給してまいりますために、私どもは、民間企業としての銀行の自主性と活力を十分に發揮してまいりたいと考えております。

金融制度調査会の答申にもございましたよう  
に、銀行の行う金融サービスはいまや多様化し、  
複雑化しております。これは、国民の銀行に対する  
需要の変化とそれに対する銀行の適応とを反映  
したものであります。世界的に見ましても、銀  
行はきわめて幅広い業務を行うようになつてゐる  
のが現状でございます。

こうした美點を照らしておますと、今回の銀行法案は、私どもにとりましてなお十分には満足できないところを残していると申さなければなりません。新銀行法案では、現行法と異なり、銀行の行い得る業務がはつきりと示されており、特に銀行の証券業務につきましてその可能なことが明記されました。この点が現行法に比べ特に目を引くところであります。

しかしながら、現行法のもとにおいて銀行の證券業務は可能であるというものが從来当局の公にしてこられた有権解釈であり、私どもも國民經濟の円滑な運営に資するようシンジケート団を組み、国債引き受けに御協力してまいつたのであります。窓口販売などの業務を行わなかつたのは長期国債が発行され始めました昭和四十年度当時の証券会社経営を取り巻く環境の厳しさをおもんばかってのことあります。

今回の法改正におきましては、いわゆる証券業務三原則によつて、法に明定された事項につきましても私どもはこれを直ちに行うことができません。証券業務について改めて証券取引法上の認可を要することになつております。私どもは、証券業務認可の時期が一刻も早くまいり、日本経済とその中の金融の流れが一層円滑に進むよう法が運用されますことを心から願つてやまない次第であります。

券、すなわち譲渡性預金やコマーシャルペーパーが本邦に持ち込まれた場合の取り扱いを証券業界にも認め得るような証券取引法の改正が提案されています。私どもは、基本的に金融のかきねは低い方がよいと考え、相互に同じマーケットで競争することが全体の金融を効率的に進めることになると考ておりまます。しかし、譲渡性預金は性質上銀行業務に属しておりますし、コマーシャルペーパーは主として米国特有の制度であり、当面は海外の短期証券の取り扱いにとどめらるべきものと考ております。特に国内のコマーシャルペーパーにつきましては、わが国では手形制度とその割引が長い歴史を持つてうまく機能しておられ、それを前提として金融市场や金利体系あるいは金融政策手段が整えられてることを考慮いたしますと、そのあり方の検討は十分慎重に進められるべきではないかと考る次第であります。

次に、行政当局の監督権限等について触れてみたいと思います。

広く国民から預金等をお預かりし社会の金融機能を担う銀行が、一般企業よりある程度厳しい規範のもとに置かれることは当然であります。

また、当局が恣意に走らぬよう行政指導の根拠を明示し、あわせて行政の意思決定の過程を外からもわかりやすくするといった観点からも、最小限の監督規定は必要なわけであります。

しかし、規制が行き過ぎますと、銀行は自由に活力を發揮できなくなり、結局預金者を初め銀行のお客様に十分に御満足をいただくことがむずかしくなつてまいります。法律でがんじがらめに縛らなければ何をするかわからないとのお考えもあり得ましようが、これだけ深く国民に密着している銀行はそうした行動はとり得ないのであります。監督権限を必要最小限に抑え、報告や届け出の簡素化を図りますことは、銀行の自主的努力促進の上でも、また行政簡素化を具体的に進めるためにもきわめて重要な意味を持つものと考ておられます。

進する旨の規定が置かれました。私どもは、こうした訓示規定のもとでこそ、各行が創意と工夫をこらし、それぞれ競い合って特色を發揮したディスクロージャーが可能になると考えております。

個別銀行の例を申し上げて恐縮でございますが、私ども第一勵業銀行は、創立以来毎年ディスクロージャーのための小冊子を発行しております。昨年十月の第九号では、貸借対照表や損益計算書のほか、資金運用につきましては業種別貸し出しや中小企業向け貸し出しあるいは住宅ローンを含めた個人向け貸し出しの推移等を明らかにし、私どもが経営理念をどのように具体化しているかを御理解いただけるようにと努力しております。

大口借用枠と契約はございません。現在の行政指導が法に明定されることになりました。行政指導の根拠を法定することとはまことに結構なことであります。ところで、現在行われております業態別の指導基準の差につきまして私ども業界の中では、厳しい限度を課せられている普通銀行とその他の業態の間で若干意見を異にしております。こうした問題点につきましても、健全性や資金の適正配分等の見地から、将来十分な御検討をいただきたいと存じます。

お骨折りいただき法的障害が取り除かれた週休二日制をどのように実行に移していくか、あるいはこれは行政段階の話でございますが、私ども本邦銀行の海外現地法人の証券引受け業務に関する当局のこれまでの指導をどのように国際的に標準的なものにしていくかなども、銀行法改正に関連する重要な問題であります。このような具体的問題

を一つ一つ解決し、実績として積み重ねていくことがいま最も大切だと感じるのであります。さて、冒頭にも申し上げましたように、私ども銀行の仕事が社会に広く浸透すればするだけ厳しい社会の御批判を受けるようになつてまいります。そうした御批判の背景には、私どもの努力の不足もあろうかと存じます。私は、ここまでお客様本位に、お客様の身になつて考え方行動する

ことを改めて全  
げたいと思いま

ことを改めて全役職員に徹底させることを申し上げたいと思います。

お客様の利便のために、私どもは、現在機械化コーナーの高性能化や、台数の増加を図り、あるいは依頼の事項に応じて受付の窓口を分け、最も短い待ち時間で済むような新しい店頭体制を採用するなどハード、ソフト両面の改善を進めてお

新商品開発につきましては、銀行の努力が足りないとおしゃかりをいただくのであります。私どもは常に開発の努力を怠ってはいけないつもりでございます。この六月からは新たに期日指定定期預金を発売いたしますのもその一例であります。ただ、商品開発には少なからぬ制約があることをぜひとも御理解いただきたいのです。すなわち、一つは、銀行は民間の私企業であり、独立採算でありますから、収支の基本を危うくするような条件で商品を提供することが困難であります。また、銀行の運用資金の源泉は大せいの国民の方々からの預金でありますから、回収の危険率が高いような内容の与信を行ふことも不可能であります。さらに新商品の開発に当たりましては、実際上行政当局の御了解が必要であり、それには私どもの手の届かない阻害要因があることも御認識いただきたいところであります。もちろん私どもは、そうしたものらもろの制約の中で最大限の努力を今後とも続けてまいる所存であります。それとともに、真のディスクロージャーに努め、開かれた銀行をモットーに広く社会とのコミュニケーションを深めてまいりたいと考えております。

最後に、わが国の金融制度や行政のあり方を国際的に比較してみると、やや特殊の性格があるようと思われるのであります。私は、一昨年秋から約一年半にわたり日米経済関係グループのメンバーとして米国側と話し合う機会を得たのであります。ですが、米国の金融人から見ますと、日本では各種金融機関を余りに細かく細分化も過ぎている。これは国際的なスタンダードからちょっととかけ離

うした点を改善してつき合つてくるべきではないかと彼らは申すのであります。

また、これは金融行政に限つたことではございませんが、日本の行政指導というものは外から見できわめてわかりにくく仕組みになつており、常に行政当局と意思疎通を図つてゐるというわけにはいかない外国企業、外国銀行にとつてはまことに対応しにくいということも指摘されておりまます。一九八〇年代の日本経済は、金融を含め一段と国際化、インターナショナライゼーションを進めいくと考えられますだけに、現在の日本の金融に関するこうした問題点を放置いたしますれば、日本の金融機関の国際的活動、ひいては日本経済全体の活力にも影響を及ぼすことになると愚考するのであります。

このような観點からも、広く金融業務に従事するすべての機関、その中には郵便局を初めとする各種政府系金融機関並びにすべての民間金融機関が含まれると考えるのであります。そうした全金融機関を通して金融のあり方を検討する必要があるのではないか。そうした全体の枠組みの中での銀行というものの位置づけを考えるべきときが来ているのではないか。そうした感想を持ただいま私は持つてゐるのでございます。

いまや銀行は大きな転機に差しかかっております。資金の吸収面でも運用面でも、そのシェアは目立つて落ち込んでおります。私どもは、社会に対する効果的な金融サービスの供給を旨として、積極的でかつ効率的な経営の定着に専念しておりますが、銀行法改正につきまして私どもの考えにも御理解をいただき、十分な御審議をお願い申し上げる次第でござります。

本日は大変ありがとうございました。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございました。

て、四法案の御審議を進めるに当たりまして、皆様方各位非常に御熱心に御審議いただいていることに対して、お礼かたがたが非常に高く評価いたしました。機会に私ども証券業協会の意見を申し述べようとして御尊敬申し上げております。と同時に、こういうことでございまして、非常に厚く感謝いたしました。

それで、特に銀行等の行う公共債の証券業務に関するのみ意見を申し上げて御参考に供したいと思います。

御承知のとおり、証券界といたしましては、今回の銀行法の改正に際しましては、銀行法上公共債に関する証券業務を明記することは非常に反対でございまして、絶対反対の意見を主張してまいりましたが、私ども証券界がこのような主張をしてまいりましめた根拠は、すでに皆様御承知のとおり、第一には、国債の個人消化と申しますのは、現状におきましては着実に進行いたしておりますということであります。

第二は、銀行が証券業務に進出するということは、お客様にとりましては公正な取引あるいは価格形成の画面におきましていろいろの弊害をもたらすおそれがあると、こう思ったからであります。

第三には、銀行が公共債をお取り扱いになると、いうことは、これを主要業務といたしております証券会社にとりましては重大な経営上の影響を及ぼすということでありました。

第四には、御承知のとおり、間接金融を上位といいたしまるわが国の体制が十分金融界では確立されておりますので、国民経済的な観点からしても、銀行が証券業務を行う必要性も、また必然性も認められないということでございました。

私どもは、このような主なる理由から、銀行の窓口販売、ディーリング等につきましては基本的に反対してきたのでありますけれども、昨年末大蔵省当局からいわゆる三原則という考え方方が提示されましたのでございます。その三原則と申しますのは、銀行法上、公共債業務に限定して明記す

るということでございます。第二番目は、証券取引法上認可を必要とする。それから第三番目は、銀行の証券業務を法制化いたしましても、明記いたしましても、直ちに認可しないというものでございました。私ども証券界といたしましては、この三原則が証券取引審議会及び金融制度調査会の答申を踏まえまして、大蔵省当局におきましては十分なる御検討を経て出されたものでございましてから、いたずらに自己の主張のみに拘泥することには許されないものとの判断いたしまして、証券界はなお強い強い異論がございましたが、ますますは原則による法制整備が図られることにつきまして、ぎりぎり、これまたやむを得ざる線と考えまして、受け入れることにいたしました。

このようない意味から、今回の法改正につきましては、三原則の精神が今後も引き続き維持されたいと前提出すものとに、また、今回の法改正はあくまで法制整備の一環として行われるものであって、さういう理解のもとに、私どもいたしましてはこれを原則として賛成するのでございます。したがつて、いまして、銀行法、改正証券取引法の具体的な運用につきましては、今後の問題として残されるに至るものと了承いたしております。

つきましては、今後の法律運用に關しましては証券界といたしまして要望事項を申し上げたいと存じますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げる次第でござります。

まず最初に申し上げたいのは、今後窓口問題について御検討される際には、この問題の背景となつております国債の発行、消化が今後どうなつていくか、この点を十分御配慮願いたいと思います。御承知のとおり御当局より、大蔵省より明確にされております「財政の中期展望」等の資料に基づきますのでございますが、幾つかの前提を置いて試算いたしますと、今後の国債発行は漸減するという見通しでございまして、また、これにより國債の消化負担も相当に軽減されると見込まれるのでございます。すなわち、「財政の中期展望」等によりますと、新規国債の発行額は、

今年度は十二兆円でござりますが、昭和六十年になりますと七兆円弱と相なりまして、減少することになつております。一方、六十年度からは借換債の発行が本格化いたしまして、これが大きな問題になつておられます。しかし御承知のとおり、借換債というのは、本来市中から新たな資金を吸収するのではございません。また、同じく六十年度から大量の赤字国債――特例国債の償還が始まりますが、これまた償還資金は市中に還元されまして、国債に振り向けることも可能でございます。

このような諸種の事情を考えますと、今後の個人消化といふものは、金融資産の増加がほぼ推測いたしますと年間四十億ぐらいでございますが、郵貯資金の活用等の道もございますので、これを加えて考えますと、国債の発行条件が市場実勢と著しく離れぬ限りは、適切に決定されます限りは、大きく見まして私は今後の国債の市中消化は相当余裕を持って行われるものだと信じております。

第二に申し上げたいことは、私ども証券界は、これまで国債の個人消化促進に銳意努力してまいりましたが、今後も従来に増して努力を重ねまして、業界を挙げて万全の態勢をとつてまいりたいと考えております。

御参考までに申し上げますと、昨五十五年度につきましては、私ども証券界といたしましては、国債の市中消化額約十兆のうち三八%に相当いたします三兆九千億を取り扱つております。また、国債の大額発行が始まった五十年度からの通算でも、平均市中消化は二四%でございまして、これを考えますと、昭和四十一年の国債発行以来、人的に資金的にも公社債部門の充実に努めてまいりました結果にはかならないのであります。しかも、こうした公社債部門の充実の動きは、当初は大手でございましたが、いまや二百五十五社ございますが、全部証券会社挙げての動きとなつております。私どもは、御承知のとおり、大量国債が発行されて以来三、四年でございますが、その

受け入れ機関といたしましてさらにも今後体制を整えまして、万全の消化体制をしきたいと存じております。

ここで、あえて付言をさせていただきますれば、私は、国債の個人保有は、本来金融資産の増加に応じまして徐々に増加していくことが望ましいと考えております。もともと私は、銀行が窓販を行いますとしても、全体としてトータルとしては個人の消化が増加するとは考えておりません。しかし仮に、これによりまして急激に個人消化が増加することになりますと、その後の流通市場を預かっておりますわれわれとしましては、価格形成において非常に好ましからざる影響が生ずることがあり得ると思ふのであります。そのこ

第三に申し上げたいことは、これまで申し上げてまいりましたことを踏まえまして考へますと、窓販等の実施時期につきましては、いまこの段階では云々するだけの客観情勢はあるとは存じております。

かかるに、法案が国会に提出される前から、新聞などで巷間、実施時期が決定しているかのごとく伝えられるのはなほだ遺憾でござります。まして、五十九年から実施を予定されておりまするグリーンカード制度とのかかわり合いから、窓販の実施時期を云々する向きがございますが、もしそれが事実であるとするならば、これは本末転倒した意見であると思います。その意味におきましては、実施の時期等御検討につきましては、今後の国債の発行の推移、その中の国債消化の状況、特に個人消化の状況等、客観情勢に慎重な御配慮を願いたいのでござります。

最後に、今回の法改正が意味していることはどこにあるかと申し上げますと、私どもの考え方を率直に申し上げますと、その一つのポイントは、銀行の営み得る証券業務が公共債に限って、証券取引法上の認可業務として明記されたことあります。

できる証券業務の範囲はどこまでかという細かい

議論もあるよう聞いておりますが、しかしながら、今回の法改正の趣旨に照らしまして考えますれば、おのずから結論は明らかでございます。改正法の施行後におきましては、法の趣旨に従いまして厳正な運用をされ、いやしくも法の趣旨がゆがめられることのないように十分な御配慮をお願いしたいでござります。

次のポイントは、過去五十年続きました銀行、証券のそれぞれの分離主義というものが依然として貫かれておるということでございます。

今回の法改正に当たりましては、銀行が記録を受けて営むことができる証券業務が公共債に限定されたことは、あくまでも兼業主義による弊害を避けようとする御判断によるものと存じます。資本市場の健全な発展を図っていくという見地から、この点につきましては、今後とも明確に一線を画していかれますようよろしくお願ひする次第でございます。

以上、今回の改正は、さもしくて和なもので、方を申し述べた次第でござりますが、申すまでもなく、銀行と証券は資本市場におきましておののその機能を十全に發揮することによりまして、民間経済の適切な運営に寄与することが期待されることは、先ほどの銀行協会長と同じ意見でござります。

先生方におかげましても、今後とも政策の決定に当たりましてはこの点を十分御配慮くださいますようお願いする次第でござります。  
ありがとうございました。

いるのでございまして、本席をお借りいたしまし

て厚く御礼を申し上げます。

企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について意見を述べるようになりますが、せっかくの機会でもござりますので、信用金庫の現状と法律改正に関する私どもの考え方を簡単に申し述べさせていただきたいと存じます。

御高承のとおり、信用金庫は昭和二十六年信用金庫法に基づいて設立されました中小企業や勤労者など国民大衆を対象とする会員組織の地域金融機関でございまして、発足以来本年で三十年を迎えたが、この間、昭和四十三年、四十八年の二度にわたる法律改正により、経済の進展に即応

するよう信用金庫の機能の整備拡充を図つていただきたわけでございますが、おかげさまで、今日までは「小企業立地」による大手の金融機関として重

## 現在、信用金庫の達

現在、信用金庫の法人会員の資格基準につきま

重要な役割りを果たすまでに成長することができます。したことは、ひとえに諸先生方の御理解のたまものと深く感謝申し上げる次第でござります。

現在、信用金庫は全国に四百六十一金庫、本支店を含めた店舗は五千六百余店を数え、その預金量は三十四兆円、貸出額も二十六兆円を超え、中

小企業への貸出金は政府系金融機関を含めた全金融機関の中で約一九%のシェアを占めている状況にあり、またその出資会員数は五百六十六万人に達する実情でありまして、わが国金融機構の中で確固とした地歩を築くまでに成長してまいりましたが、さらに中小企業の健全な発展、豊かな国民

は、ぜひともその実現をお願いいたしたいわけで

ありますが、これに随連して幾つかの意見を申し述べさせていただきます。

まず、信用金庫の機能充実につきましては、第一に外国為替業務の取り扱いの問題であります。現在、信用金庫が取り扱い得る為替業務は内国為替に限られております。しかし、近年わが国経済の国際化の著しい進展に伴い、信用金庫の主要取引先である中小企業の貿易取引への進出は目覚ましく、また海外渡航者数も逐年増加し、このような状況を反映して地域の中小企業等からの信用

金庫に対する外國為替業務取り扱いの要望は日増しに高まっている現状でござります。  
このような実情から、信用金庫の取引先である中小企業等の要望に適切にこたえていけるようぜひとも実態に即した制度の改正をお願いいたしたいのであります。

第二は、信用金庫の融資対象となる法人会員資格の問題であります。

1

務について、その委託を受けて数多くの取り扱いをいたしておりますが、これらの機関の余裕金

○委員長(中村太郎君) 〔速記中止〕

○参考人(佐々木直君) 私はそうは考えておりません。

の運用等その資金の取り扱いについては、当該公庫等の法律において銀行に限定されておる場合が多く、信用金庫は業務上の制約を受けているのが現状であります。信用金庫も他の金融機関に伍して、今日では遜色ない金融機関に成長しているわけでござりまするが、これらの方についても

○和田諱夫君　まず佐々木会長にお願いをしますが、一九七九年六月に答申をされた「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の基本的な考質疑のある方は順次御発言願います。

金融機関と同様、その取り扱いとなるようぜひとも御配慮をお願いしたいと存じます。  
次に、全国信用金庫連合会の機能拡充に関する法律改正でございます。

あなたと申しますか、そのプリンシバルとは一体、言で言ってどういうものなのかな。私の印象では、どうも金融の効率化、自由化という点に力が入っている。これまでのいわゆる護送船団方式といいますか、過保護行政とまあ世上言われてきた、そういうような現在の金融制度と、それを前提とし

金庫の事業中央機関として信用金庫の事業の円滑な運営に資するため各種の事業を行つておりますが、信用金庫の機能補完の見地から、連合会以外國為替業務の取り扱いと各種公庫、公團の資金の取り扱いをお認めいただきたいのであります。外國為替業務について申し上げますと、信用金庫における取り扱いに当たっては、外國為替及び外國貿易管理法上の認可を要することとされておりますが、この認可基準に達しない信用金庫の会員についても全信連がこれを補完することにより、その利便に資してまいりたいという趣旨、また各種公庫、公團の資金の取り扱いについては、先ほど申し上げました信用金庫の場合と同様の理由から、これをお願いいたしたいと存ずるのであります。

た制度を市場原理に基づく自由化体制へと転換させる、そういうようなトーンが非常に強いのではなくいかと感するのですが、いかがですか。

○参考人(佐々木直君) どうも基本的な点を一言でと言いましても、なかなかむずかしいのでありますけれども、先ほど御説明に申し上げました昭和二年の銀行法というものが金融機関の健全性ということに非常に大きな重点を置いておった。それがあの法律の長命であった一つの理由であると私は理解しております。そういう意味で、いまでも金融機関というものにある程度の護送船式な思想が入ってくるのは、その健全性と申しますか、預金者に対する迷惑をかけないようにといふ配慮からこれは必要なことだと私は考えております。したがつて、それを踏まえた上で効率化で

以上、今回提案されておりまする問題について  
簡単に私どもの意見を申し述べた次第であります  
が、今次改正法案が皆様の御審議を経まして一日  
も早く成立することをお願いする次第であります  
す。

あり、競争であるというふうに感じておりますの  
で、今度の銀行法がそういう、まあ近代化とい  
う言葉は当たりませんかもしませんが、競争を中心  
としたあるいは効率一本やりの金融機関を是と  
する考え方で貫かれているとは思つております

○委員長（中村太郎君） ありがとうございました。  
御清聴ありがとうございました。  
以上で参考人の意見の陳述は終了いたしました。  
速記をとめて。  
た。

○和田静夫君 答申を読ませていただきまして、効率化という概念と自由化という概念が等価をされてゐる。効率化というのはイコール自由化である、こういう背景があるような気がいたしますが、ありませんか。

○参考人(佐々木直君) 私はそうは考えておりません。  
○和田静夫君まあ、われわれの読み方が悪いのかわかりませんが、自由競争というマーケットメカニズムを導入するということが非常にどうも強いて、今度の答申の中で競争あるいは自由化といふものにはその特殊性がござりますので、一般的の企業とは競争といつても内容が変わってくるところがもちろんあると思います。したがいまして、今度の答申の中で競争あるいは自由化といふ、そういう問題がいろいろ取り上げられておりますけれども、基本的に金融機関の特殊性を考えるときが著しいわけでしょう。しかし私が考えるには、自由主義といったところで、それが十九世紀のものに戻ってしまう、言つてみればアダム・スミスの世界に戻るなどということはあり得ない。一般的な産業政策で言うと、チャンバリンの独占的競争理論だとか、クラークの有効競争の概念の導入によって適正な競争を保障する企業規模がそれなりに理論的に導かれると言えるようになりますと、論点は非常にむずかしいんだろうと、専門家の皆さん別として、私はそういうふうに思う。特に温湿度にあると言われる日本の金融システムの中では、どういう競争が現実に適正なのかあるいは適確なのか、きわめてむずかしい問題と思われるわけですね。そのあたりの議論としては調査会はどういうふうに展開をされたんでしょうか。

○参考人(佐々木直君) 日本の自由主義経済といふものが競争に支えられているという事実は、これは無視はできないと思います。しかしながら、いま御指摘がありましたように、金融機関といふ企業とは競争といつても内容が変わってくるところがもちろんあると思います。したがいまして、今度の答申の中で競争あるいは自由化といふ、そういう問題がいろいろ取り上げられておりますけれども、基本的に金融機関の特殊性を考えるときに戻るなどということはあり得ない。一般的な産業政策で言うと、チャンバリンの独占的競争理論だとか、クラークの有効競争の概念の導入によって適正な競争を保障する企業規模がそれなりに理論的に導かれると言えるようになりますと、論点は非常にむずかしいんだろうと、専門家の皆さん別として、私はそういうふうに思う。特に温湿度にあると言われる日本の金融システムの中では、どういう競争が現実に適正なのかあるいは適確なのか、きわめてむずかしい問題と思われるわけですね。そのあたりの議論としては調査会はどういうふうに展開をされたんでしょうか。

た措置が絶えず必要であるということは、これは調査会の討議の中ですと、一本貫かれた筋である。どうも大きいことはいいことだといつた大規模化のメリットといいますか、その辺の強調が非常に強くて、そしてデメリットの部分というのが非常に弱い、これは私の感じですが。たとえば、金融機関の適切な合併による規模の拡大に関して四点を挙げていますね。そしてこの四つの効果が考えられ、「経営の効率化、安定化及びより適切な金融サービスの提供等に資する面が多いと考える。」というふうに述べられているわけです。答申はそういうふうに、いま引用した個所の後段で、規模の拡大の限界、裏占への配慮などを指摘をされているわけです。こここのこの叙述といふのは、合併の勧め、合併をお勧めいたしますというふうに読まれて仕方がないんですがね、そういうことはありませんか。

○参考人(佐々木直君) このときの議論を思い出しますと、業者の間で合併の希望があればそれは前向きで認めてやつた方がいいんではないかとう考案方であつたと思います。ただし、その合併を認めてやるときに、合併にはこういうマイナスの問題もあるから、そのマイナスというのは十分考慮しなければいけない、こういう答申の書書き方になつておると思うのでありますと、調査会のあれでも合併がそうち、何といいますか万能薬であるというよううな考え方ではなくて、大きなものの合併にはどうもやってみると後でなかなかむずかしい問題が起こつてくるといったような議論もすいぶんあつたように思います。

○和田静夫君 法律案の議論のときいろいろやらせていただいた参考に御意見を承つているわけで、その合併にはどうもやってみると後でなかなかむずかしい問題が起こつてくるといったような議論もすいぶんあつたように思います。

実として認められるわけですが、この現象は一体どういうようなことで生じているのだろうかといふことを考えますと、どうも私は都銀のデパート化といいますか、あるいは機能の拡大、そういうところに一つはあるとは思いますが、それが唯一の理由ではないにしても、一番大きな理由であるようには思われるわけですね。会長はそういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(佐々木直君) いまの同質化は外国で非常に進んでいると思うのでございまして、ですから外銀のそういうものが進んでくる原因がどういうところから来てるかということについて、特に外銀について私調べたことはございませんが、ただ、日本の国内における同質化は、たゞいまの御指摘のように都銀のそういううビアも、一つの原因かもしれません、私がいろいろ皆様のお話を伺つて感じましたことは、日本人の人たちの勉強熱心といいますか、できるだけいろんな事に積極的に出てきたいという気持ちは各金融機関の方におありだと。だから今度の中企金融機関の整備につきましての法律でもございますけれども、どんどんやっぱり普通の金融機関、銀行などのやっている仕事にどんどん広がっていくという傾向はございますが、それはやはり自分たちの仕事を伸ばしていくといふ積極的な気持ちから出でてくるものだというふうに私は理解しております。

○和田静夫君 いわゆる都銀の機能の拡大といふのは、一言で言えば大企業の銀行離れというスタンダードフレーンション下のビヘービアによる。それはそのうでしようかね、そうだったんでしようかね。

○参考人(佐々木直君) どうもこの調査会の審議が進んでおりました間は、都銀の総預金の中で相対的な地位の低下はございましたけれども、企業の銀行離れという問題はまだその頭が出たという時期でございまして、この調査会の議論の中でいま申し上げたような点が特に大きく出てくるといふところまでは行っておりませんでした。

○和田静夫君 金利の自由化は、まあ大勢として

は私そういう方向に向けられるべきだとは思うん  
ですが、金利の自由化を阻む理由といいますか  
ね、そういう理由としては一体何が考えられまし  
ょうか。

○参考人（佐々木直君） これは私、どこまで御説  
明申し上げる資格があるかどうか問題だと思いますが  
すけれども、金利の自由化にはやはり限界が私は  
あると思います。たとえば貯蓄性の預金の金利な  
どにつきましては、自由化を考えますときにやつ  
ぱり特別なものとして考慮すべきだと思うんです  
が、ただ一般の企業、普通の企業が発行しますた  
とえば社債の条件とか、そういうようなものほど  
んどん自由化を進めるべきでありまして、それぞ  
れその自由化を進めるが当然の分野と別扱いにし  
なければならぬ分野と、やはり分けて考えなければ  
ばならぬ問題だと思っております。

○和田謙夫君 そうしますと、この金利の自由化  
を進めるにしても、小さな小口預金者の保護とい  
いますからね、そういう観点は私は残すべきだらう  
と強く考えますが、それはいかがですか。

○参考人（佐々木直君） ちよつといまの御質問の  
趣旨がよくわかりませんでしたけれども。

○和田謙夫君 小口の預金者の保護という観点は  
残すべきだらうというふうに考えますがね。

○参考人（佐々木直君） 先ほど私、貯蓄性の預金  
については別に考えなければいかぬというふうに考  
申し上げましたが、それはそういう趣旨で、おつ  
しゃいましたような趣旨でござります。

○和田謙夫君 そうしますと、たとえばこの文章  
の中に「複利預金等の金利・条件については、預  
金者にできるだけ有利な金融資産を提供していく  
という見地からも、民間金融機関として可能な限  
り流動性と収益性の両面において国民のニーズに  
即したものとすることが望ましい」、こうされてい  
ますね。これは複利預金以外の庶民預金も含むで  
いうふうに考えておいてよいわけですね、ここ  
のところは。

○参考人（佐々木直君） その記載がございますと  
きの議論から申し上げますと、先ほど村本参考人

が新しい預金の紹介をなさいましたけれども、かねがね郵便貯金との比較等から言いまして銀行の預金の種類にもう少し新しい工夫が要るんじやないかというような意見もございまして、それがいまの答申の中の結果として出ておるわけでございますが、ただそのまた背後には、もちろん貯蓄性の預金にはできるだけ条件のいい商品を提供するという考え方方が入つておることは私も記憶いたしております。

○和田静夫君 またこの「流動性と収益性」そして「国民のニーズ」という言葉がこういう形で出てくるわけですが、ある場合には、この国民のニーズと金融機関としての収益性、流動性とは対立する可能性があるのでないだらうか。この辺の兼ね合いはどういうふうにとらえておいたらいんですか。

○参考人(佐々木直君) その点は御指摘のとおり非常にむずかしいところで、恐らく銀行の経営者が今後金融の大衆化が進みます中で一番頭を悩まされる問題だと思います。これをこの段階で抽象的に、これはこう、あれはああというふうに決めることはほとんどできないむずかしい問題ではないかと思います。

○和田静夫君 全銀協の立場ではどうお考えになりますか、いまの同じ質問です。

○参考人(村本周三君) ただいま先生の御質問のとおり、銀行側から見た流動性と収益性といふ、いわばオフマーできるものがございます。これに對して預金者の方からは、自分のいわば預金が流動性と収益性がどういうふうになるか求められた、いわゆるビッドとオファードと、そういう両方のいわば一つのバーゲンがありまして、そのぎりぎりのところで決まっていくと、かようにも考えております。

○和田静夫君 それに関連しまして佐々木会長、いま大問題になっている郵貯と預金とのイコール・ファーティング論が展開されているわけですから、これはここでいうところの仰項の国民のニーズ論を踏まえて出されてきていると考へてよいわ

けだと思いますが、そう考えておいてよろしいでしようか。

○参考人（佐々木直君） 郵貯と一般の民間金融機関の預金との間の問題というのは、実にいろんな基本的な問題を含んでおりまして、金融制度調査会の答申の中でも、この両方をより高い見地から見て検討する機関といいますか、組織が必要じゃないかというような言葉を中心入れております。したがって、郵便貯金と銀行預金とただ単純に比較して、この条件がこうだとかあの条件がこうだといったような比較は非常にむずかしいし、また軽々にやるべきではないんじゃないかというふうに思います。

○和田静夫君 これは村本参考人にお聞きまするんですが、率直に言って、庶民感情としまして、銀行に対しましてはいんぎん無礼であるとか、あるいは預けるときはえびす顔ですけれども借りるときは渋い顔とか、閻魔顔だとかいろいろ世上言われているわけです。そういう国民的な感情があることは間違いないません。

それに対して、郵便局というのはふだん着で、げた履きでとことこ行くことができる、あるいは郵便局長とは隣組的な感覚でつき合えると。そういう感覚なものだから郵便局長が自由民主党の票を全国区で集めるのは一番強いと、こう言われているんですが、郵貯が急激にふえたという事実は、単に金利選好性が強まっただけではないといふふうに私たちには思うわけですね。その点、全銀協は何か反省がありますか。

○参考人（村本周三君） ただいま先生御指摘の、銀行はいんぎん無礼であるという御指摘に対しても、その地域のコミュニティーバンクにしては、私、公述の中でも申し上げましたように、そういう非難があることは承知しております。

そういう非難が起きることはまことに残念なことであると考え、私どもよく、私たちの全支店に對しても、その地域のコミュニティーバンクにないようにつきることを申しております、そういう意味で郵便局と同じような地域性、隣組のよう

親しきを持つようについてを常々申しておりますが、そのうえ難が幾らかでもあるとすれば、われわれはこの上ともえりを正しいいかなければならないと考えております。ござ年來、良丁貢立に於て御更迭をばござ

ふえたのは、そういう反省はどうだというふうにおっしゃいますと、いわば郵便局がそういうふうな大変庶民的にやってくれたということは、これは明治の初めからそういうふうであつたわけでありますから、まあ去年急にふえたというのはそういう差だけではなしに、まあ税制とか、そしてあのとき、これから金利が低下するというときに、いわば金利還好、長期にわたる金利還好が働いた、そういう二つの原因があつたんだろうと理解をいたしております。

○和田静夫君 金利の自由化という、いわゆる監督行政のわれわれから見れば撤退ですね、それは一方ではディスクロの拡大という関係にあるだろうと思うんですが、そういう関係にあるというふうに私は理解をいたしますが、そういうふうに理意見承りたいんですけど、いかがでしょう。

○参考人(佐々木直君) 金利の自由化の問題と関連してディスクロージャーをどういうふうにやるかという御質問の趣旨でありますでしょうか。ちよつと……

解をして間違いでしょうか。  
○参考人(佐々木直君) ディスクロージャーとい  
うのはある事態と申しますが、金融機関のいまや  
っていること自身の説明でございます。それで、  
金利の自由化が進んでいき、それでは要するに金利  
の決定についての行政の介入が減つてくるという

え方に基づいて特色を出しているところに意味がある。

筋が通つていたと思ひます。

あるんで、これを一律に規制するということは反対だというような意見はずいぶん強く言われたわけでございます。ところが、先ほど申し上げましたように金融制度調査会が諮問を受けましたとのあれから言いますと、たとえば目的規定の設置たとえば大口の貸出規制などが今度明文化されることはこれは非常によかつたと思いますが、ただ非常に率直に申し上げますと、そういう趣旨で全部やってみますと、いかにも法律がたくさんずらすらと監督規定が並んでしまいますて、逆に

たとかそういうふうな銀行に対してはつきりした国の意思、国民の意思を反映させる規定をつくるべきだということをございましたので、そういうことを受けてディスクロージャーについての答申ができたわけでございます。ただ、重ねて申し言えはそれだけ行政指導が多くたということにもなるんだと思いますけれども、そういう余りに法文がすらっと並び過ぎたという感じは禁じ得なかつた点があつたかと思ひます。そういう意味で、私ははある程度今度のそういう監督規定について

ますけれども、そういうものを現にやっておられる方からはいまさら法律でやられる必要はないといふことが非常に強く言われたことも事実でございまして、したがつて、私先ほど申し上げましたように非常に時間のかかりました答申、それから〇和田静夫君　そのところはどうも同意見のよ

ての整理が行われたということがわからないでもないんですけども、筋としてはやはりそういう監督規定はできるだけはつきりした方がいいとは思っております。

また答申が出てから二年間いたしました。この間の世の中の移り変わりはこういうところにあらわれているんじやないかというふうに私は考えておるわけでございます。

○和田静夫君 その移り変わりは逆の意味であらうですね。私はディスクロージャーが後退したということは、ほかの皆さんも聞いていらっしゃるから言っておきたいんですが、監督規定を復活させるとということに通ずる問題だと私は考へてゐるわけです。これは法律案の論争にしたいと思っております。

われてきたように私どもは著てゐるんですが、これは法律案の論議でやらしていただきますが、監督規定は佐々木会長などの努力で小委員会意見でも大変詳細に規定をされているわけです。私は監督規定を法文に明記するというのはこれは行政

の恣意を避けるという上で当然の措置だと思いま  
す。そのところが後退をしたことは大変けしか  
らぬと思っているんですが、佐々木会長は、二年  
間の経緯云々のお話はわかりましたけれども、や  
っぱりこのところはもっと明文化すべきだとお  
ださい。

○参考人(佐々木直君) 確かに行政指導という名でやつておられることを根拠法規をすべてはつきりしろということは、私はいまのような銀行法のような性格の法律からいえば必要なことだと、それでやつておられることがあつたことは、私はいまのようないいとこだ。

○参考人(村本周三君) 和田先生の御質問にお答え申上げます。先ほど北裏参考人から詳細両方不満を残したことにについて、証券側の不満の考え方方がございまして、そのことで簡単に触れて、だからこうい

うあるべきことだと思います。そういう意味で、  
今度答申をいたしますときにそういう行政指導を  
できるだけ明文化したということは、いまでも私  
先ほどいろいろお話をございましたが、銀行側で  
うふうに行政やつていただきたいというふうに申  
し上げたいと思います。

矢張りひんじんと詠るさうにしたが  
金行傾て





先生御指摘のとおり、外為業務というものはある意味で非常にリスクがあるものでございます。したがいまして、われわれは過去半世紀を超えるいは一世紀に近い歴史の中で、世界じゅうの外為銀行がどういうふうにすればこのリスクの多い外為業務をリスクがないようにできるかということを、国際商業会議所その他いろいろ研究をして発展させてまいりましたのが現在のコルレス契約、特にその中心は信用状、こういうことに相なつておるわけでございます。

現在われわれとしては、コルレス先銀行を厳正に選び、確実なL/Cその他の手続を踏んでおれば、外為業務からくるリスクはそれほど大きいものとは思つていいわけでございます。ただ、外為業務というものは、何と申しましても外国が相手でございます。したがいまして、つい二、三年前まではあの国は大丈夫と思つていた国が現在問題を起こしているような事例もござりますし、あるいは外国には日本の主権が及びませんので、われわれは商業的な輸出と思って外為上の業務を取り扱つておりますから、こういったリスクはやむを得ないと存じます。ただ、の貸し金に切りかえられたり、あるいは切り捨てられたりしたような例もございます。これはやはり何と申しましても外国でございますから、こういったリスクはやむを得ないと存じます。たゞ、わが国の企業がそういう方面に発展している以上は、銀行は企業に対する奉仕者としてそういうリスクもある程度一緒に担いながら発展をしなければならない、かようと考えております。

したがいまして、私どもはこういう関係でいろいろ蓄いたしましたノーハウその他を、小原さんとの、先輩のお求めに応じましてできるだけ私どもとしても提供いたしまして、小原さんの方も誤りなくやっていただけるようにと協力いたしておる現状でございます。

○和田静夫君 時間ですけれども、最後にまとめてますので、これで終わりにしますが、小原さんにももう一言だけ、信用金庫の共同組織制という点だけちょっと聞いておきたいんですが、高度成長をとりながら発展をしながら、なかなか現状でございます。

経て、かつてのようない町の金庫といふ性格をそのまま貰くといふようなことができるなどといふに考へてゐるわけじやありませんけれども、しかしながら、協同組合的性格といふのは信用金庫の原点でもありますから、この辺を今度の改正作業を通じてどういふうにお考へになつてゐるか。

それから、最後に佐々木会長に一言だけお聞きをしたいのですが、青山俊さんが座長をされている金融制度研究会の提言を見ますと、実は貯蓄銀行の設立を提言をされているわけです。この提言は貯蓄銀行構想の概要ということで、四点を挙げてあるわけですが、いまもう時間がありませんから一つずつやめますが、こういうような構想というのは現在の金融制度再編成協議に一つの私は示唆を与えるものだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。あるいは、今後金融制度調査会において議論される課題ではないかというふうに考えますけれども、どういうふうにお考えになつてますか。

○参考人（小原鐵五郎君）　ただいま共同組織制をどう考えるかということですが、私ども信用金庫は共同組織の金融機関であるということははつきりと考えております。

それで、今度仮に会員組織について、法人ですが、法人会員の資格を二億円を四億円にしていただきたいということを申し上げてあります。が、これはいまから八年も前に決めた二億円でございまして、これが八年もたつておりますと貨幣価値も違つておりますし、また中小企業もまじめに一生懸命やれば、その中小企業は幾らかずつ資金金がふえてくるのは当然なんで、そういうな人たちが会員としてめんどう見られなくなつては困るというのもつて今度はお願いしたわけで、しかし、信用金庫としましては決して上の方へシフトを合わせるような考え方は持つておりませんで、どこまでもやっぱりそ野金融ということを申し上げておりますが、まあ中小企業の底辺、また一般国民大衆のための金融機関として定着して

いく、またそれをやつていくことがわれわれの役目じゃないかと思つていますし、共同組織制を忘れて何か仕事をやるというふうな考え方を持たれません。

それからまた、出資の配当にいたしましても、またとえますと、株式組織のところが配当いたしますには、大体銀行でも最低一割の配当をしています。それからまた、場合によれば株の無償交付とかなんとか、ああいうこともやれます。けれども信用金庫は共同組織でございまして、そういうたよなことでなくして、配当ですので、そういうたよなことにならぬりますけれども、八分以下ということになつておりますし、どこまでいっても、今度は会員が四億円になれば幾らかそういうたよな人が入つてまいりますけれども、決して上方へシフトを合わせないで、どこまでも会員組織として、また共同組織としての考え方で今日、これから先も進んでいくということがいいんじゃないかと。またそれが信用金庫の發展につながるというふうに思つていて、上にシフトを合わせたら、銀行さんのまねしたらば、これは信用金庫の失敗じゃないかと、こう私ども考えておる次第でござります。

今回の銀行法案は、銀行の証券業務の取り扱い等をめぐりまして、最初の大蔵原案が調整の過程で大幅に修正されたわけでござりますが、金融制度調査会の答申の精神がこのためにいろいろなところでゆがめられているのではないか、このように私たちを考えております。

先ほど佐々木先生には、答申と法案を比べると多少の差があるけれども、全く離れたものではない、根本的違いはないと思っていると、このようにおっしゃいましたけれども、ディスクロージャーにつきましても、小委員会の意見の義務規定から調示規定に説明書類の縦覧等が変わった。あるいは大口融資規制あるいは監督規定の点でやはり答申の精神が変わっていると、このように私たちは思うわけでございますが、先ほどもいろいろ御答弁があつたわけでございますが、まとめて、どういう点で少しは変わっているけれども根本的違いはないとおっしゃっているのか、その辺をもつと率直な御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(佐々木直君) 変わっている点は、大部分がござりますのであれですが、先ほども申し上げましたように、金融制度調査会で検討しておりますといろいろな立場の委員がおいでになりますから、その席上で多數意見になつたものを答申としてはまとめて出して、特別な場合には少數意見も付記すると、こういう形になつております。

それで、ディスクロージャーなどにつきましては、とにかく金融機関から出でおられる委員の方は、自分たちがもう現にやっているんだから、やつているのをそれぞれの銀行にふさわしい方向で発展させていく方が特色があつていいんだというような意見もずいぶん強く出ておりました。それで法的な規制にはそのときに非常に反対だったのをございます、しかし、まとめるのにはそういう方針で、一応基本はみんなに通用するものをついた方がいいという答申になつたわけです。そういう議論の経過から見ますと、今度のあるいは訓示規定になりまして、銀行自身がもうすでに

やる気でありますし、それから銀行自身がやる気であるものを、わざわざ法律で書かなければどうしてもいけないという性質のものではないと思われています。

ただ、さつきもちょっと触れましたけれども、監督規定の中でも、たとえば行政指導を今までやつておられたのに、根拠を与えるといつて意味で法案が整備されたのがそれがなくなっているといふ点などは、これは並べて見ますと、非常に確かにござたはしておりましたけれども、あそこまでなくなるというのは少し行き過ぎではないかといふ感じは私も持っております。しかし、審議にいろいろ年月がかかりましたこと、それから答申後二年たちましたこと、それから現在の行政改革の問題なんかで、いろいろ小さい政府等の問題が出ておるというようなことがやはり影響しているのかと思います。その点は私どもは答申の後につきまして、いろいろな皆様の御意見は伺ておりますけれども、しかし、總体としてみればそう基本的な点で違つてないということが申し上げられるかと思います。

○多田省吾君 村本先生にお尋ねしたいと思います。

いま佐々木先生からお話しのあったディスクロージャーの問題あるいは監督規定の問題等で、法案は答申よりも若干後退したように私たちは受け取つておるわけです。特にディスクロージャーにつきまして、小委員会の意見及び当初の銀行法案では利益の処分または損失の処理に関する書面と、それから資金運用の概要に関する書面も公告することになつておりましたが、今回の改正案ではこれが削除されております。特に、資金運用の概要等については国民にこれを知らせるということは、銀行の公共性から見ましても非常に重要な点であると思いますけれども、全銀協会長というお立場での御見解を一点お伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、監督規定につきましては、監督命令、保全命令の規定が削除された結果

になりましたけれども、このことは逆にこれを補うための通達が出されることになりますし、実質上の監督強化につながるということになりますけれども、その点はいかにお考えでございますか。

○参考人(村本周三君) 多田先生にお答え申し上げます。

最初のディスクロージャーの問題でございますが、私どもは今回の銀行法によりまして、規制を受ける立場でございますから、原案とどちらがいいかというよりは、ここに提出された銀行法についてどういう意見を持つておるかということを申し上げさせていただきたいと思います。

私どもは、ディスクロージャーということは銀行が開かれなものになっていく以上は、どうして必要なものであると、こう考えておるわけであります。それはさつき申し上げましたように私どもの、私事を申し上げて恐縮でございますが、私はさつき申し上げましたように私どもが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一

年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

ういう意味のバンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードを公表したわけでございます。そこには七十項目ばかりございます。それから金にありますから、もう一つの監督の問題でございますが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

ういう意味のバンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードを公表したわけでございます。そこには七十項目ばかりございます。それから金にありますから、もう一つの監督の問題でございますが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

ういう意味のバンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードを公表したわけでございます。そこには七十項目ばかりございます。それから金にありますから、もう一つの監督の問題でございますが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

ういう意味のバンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードを公表したわけでございます。そこには七十項目ばかりございます。それから金にありますから、もう一つの監督の問題でございますが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

ういう意味のバンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードを公表したわけでございます。そこには七十項目ばかりございます。それから金にありますから、もう一つの監督の問題でございますが、これは将来のこととございますので、どちらが監督度が強くなるかとおっしゃいますと、大変四十七年から毎年一回ずつ私どもはそういうディスクロージャーについての小さな冊子を出しておるわけでございます。一九七六年、昭和五十一年に私がナッソウでバンク・オブ・アメリカのバンク・ブリアデンという上席副頭取と、われわれが共通に出資をしておりました国際金融機関の取締役会で会いましたときに、バンク・ブリアデンが私に、ミスター村本、自分の時間がいま一番食つてるのは何かと思うかと言つたら、私もちょっと返事に迷つておきましたら、それはディスクロージャーなんだということを言つたわけであります。これは御承知のように、バンク・オブ・アメリカがその前からアメリカでいろいろな非難を受けておりました。それに対応するためにはどうして開かれた銀行になつていけるかということで考えておいたことでございまして、七六年の十一月にそ

さいますけれども、また四番目も連合会の問題がございましたが、法改正に臨みまして、信用金庫業界で要望しておられた事項が全部満たされたのかどうか、他にどういう御要望があつたのか。

それから第二点は、中小金融専門機関關係の法改正が先ほどお話のようによく昭和四十三年と四十八年と今回と、十年間で三回、制度改正の法的措置が講ぜられたわけでございますけれども、この法改正に際して、長期的展望を盛り込んだものにする必要がないのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

(参考人 小原鍾五郎君) お答え申し上げます。  
ただいまお尋ねの面でございますが、今回私ども  
が要望いたしました外為法の問題と、それから公社  
法人の中小企業の会員資格の問題、それから公社  
公団の取り扱いと、そのほかに私どもが要望して  
おりましたのは、員外の貸し出しが総貸出金の二  
〇%の範囲ということになつております。その範  
囲で操作するということですが、その中に地方自  
治体に対する貸し付けも含んでいますということに  
なつております。そこで私ども信用金庫の中で  
そこにはかの銀行があればいいけれども、ほかの  
金融機関がない地域がございまして、信用金庫の  
事務所だけつきりない地区が大分ございます。そ  
ういう地区でござりますというと、その町なり  
市なりというところで金が必要だということにな  
りますと、どうも町や市がどうすることもできな  
いというので、いま申し上げました地方自治体な  
んかに対する貸し付けですね。これを員外貸し付  
けの、つまり二〇%の枠内でなくやらしていただき  
きたいということをお願いしました。それについて  
ては私も北海道の稚内の礼文島ですか、もう一つ

島がありますね、利尻島ですか、二つ島がござりますが、そこへ行くと、いうとほとんど信用金庫だけつきりないわけです。そこでいろんな、小学校をつくるとか、それからまた老人ホームをつくるといつてもやっぱりどうにもならないということ、それからすごく北と南のことを申し上げて恐縮ですが、私も現地へ行ってまいりました。それから

ら南の方の奄美大島の与論島とか、沖永良部、志

の問題点があると思ひます。

之島というところにも、徳之島なり沖永良部には、信用金庫がやつぱり支店が二つございますが、ほんかに何にもないんですね。そういったようなところが、その町の人が町で金を借りたいというときにどうにも操作ができるないという面もございますから、ひとつ特別にそういうような地区をお願いしたらどうかといふうにお話申し上げましたので、大蔵省が大乘的見地からこれはひとつ何かめんどうを見ていいただくということになります。そのほか、いまのところ当面これで

の問題点があると思います。  
一つは、社会的なコンセントでございます。その中ににく土曜日の仕事を減していくことで、かねてから銀行協会との会社に対しましてなるべく減らしていただきたいということあります。しかしながら、田先生御指示のとおり、個々は、世の中に週休二日制が実現したのでからつて土曜日で、二重仕事はございません。

ンサスを得るというこ  
は、われわれはなるべ  
ただこうといふこと  
おきましてはお取引先  
く太陽日のお取引はや  
とをお願いしておるの  
皮肉なことにいま多  
人の取引につきまして  
話のありましたコンセンサスも  
だんだんふえてまいり  
は繁忙になりまして、  
さんからいろいろお話をござ  
も信用金庫としましても中小企業  
衆がお得意様であり、取引先でござ  
なつたときには、ひとつせひやと  
要請になつてゐる。こういうこと  
わけでございまして、私ども信用  
も賛成をいたしておるわけでござ  
これをやりますにつきましては、  
おきましてはお取引先  
く太陽日のお取引はや  
とをお願いしておるの  
皮肉なことにいま多  
人の取引につきまして  
話のありましたコンセンサスも  
だんだんふえてまいり  
は繁忙になりまして、  
さんからいろいろお話をござ  
も信用金庫としましても中小企業  
衆がお得意様であり、取引先でござ  
なつたときには、ひとつせひやと

ふうに思つておる  
金庫業界として  
います。ただ、  
やはりいま村本  
ましたが、私ど  
柔なり一般国民大  
きざいます。この  
をやつても差し支  
なつて、先ほどお  
を得られるようにな  
りしていただいた

が成立いたしましたならば、土曜休日に踏み切つて金融取引の慣行を指導していくという必要があるのではないかと思いますが、そのお考えのはどうをお尋ねしたいと思います。

まあ多田先生からいま金融  
らどうかというお勧めでこ  
は週休二日制をやりたい、  
ら、ああ銀行も週休二日に  
受け取つてもらえるようにな  
を得た上でやりたいという

界が先に立ってやつた  
きいましたが、私ども  
しかし社会の皆さんか  
なつたかという程度に  
皆様方のコンセンサス  
気持ちでございます。

その実施三原則の立場が、もし現在状況になつてはなりまして、

面は制度面  
場がとられ  
実的に大蔵  
た場合、現

省の認可がとられるという  
と切り離して考えるといふ  
ているわけでござります  
実問題として認可を受ける  
模の銀行に限られることに  
格差というものが拡大され

多田先生がおっしゃいましたとおり、私どもも週休二日制に賛成でございます。このたびの銀行島がありま  
では私も北海道の稚内の礼文島ですか、もう一つ島がありますね、利尻島ですか、二つ島がござい

これが一つ。  
もう一つは、金融機関が同時にサービスをして

ることになり、  
して金融の規

効率化を図りはしない

か。また、競争原理を導入べきだとする答申内容か

法がこのまま御可決願うならば、われわれにとづけつきりないわけです。そこでいろんな、小学校をつくるとか、それからまた老人ホームをつくるの壁として立ちはだかっていたものが取り除かれ

おりま  
すし、決済機  
構もその中でござ  
りますので、金融機  
関が週休二日をするときは一  
齊に週休二日でござ  
ります。決済機  
構もその中でござ  
りますので、金融機  
関が週休二日をするときは一  
齊に週休二日でござ  
ります。

らすると好  
が、その点  
ます。

どう考えら  
ましい方向

だとは考えられないのです  
れるかお尋ねしたいと思ひ

といつてもやつぱりどうにもならないというところから、それからごく北と南のことを申し上げて恐縮ですが、私も現地へ行ってまいりました。それから施できるかどうかというと、私どもはそこに二つたということに相なると思います。ただ、その壁が取り除かれたところで具体的に週休二日制が実

がたいというのが現状でござります。

○参考人(佐  
は私どもも  
ざいますけ

佐々木直君)

認可の基準につきまして  
こで関与できない立場にござ  
あしかし、答申の趣旨から

申しますと、一般的に銀行について前向きに答申を書いております。したがって、特に大きな銀行だけに許されるというものではないというふうに理解をいたしております。

も、銀行が自分のいま持っております窓口を利用して国債の販売業務を行うということが効率化を害することにはならないんではないか。それはいはまつらうな上場つづり一覧にござる。しばらく見て

あることであるというふうに考えております。  
○多田省吾君　いま佐々木先生に御質問した後段  
は、やはり大規模の銀行に限られるということに  
なりますと競争原理がなくなるという、こういう  
意味でお尋ねしたわけです。

最後に先ほども小原先生の方から垂れ簾との競合問題というお話をございましたので、村本先生に最後に一点お尋ねしたいんですけど、郵便貯金の預金残高が個人預金のみのシェアで見た場合

は、昨年暮れで五十九兆五千八百三十億円、本年になりましてとうとう六十兆円を超えたと言われております。昨年末でも個人預金のシェアで見ただ場合は二八・七%になつてゐるわけでございます。こういう政府機関による全体の三割近く預金獲得ということに対しましてもいろいろな問題が起つておられます。商業による民間金融機関への行き過ぎた進出だと、こういうことで、先ほど村本参考人も銀行のシェアが落ち込んだと、このようにもおっしゃつたわけでございますが、最近また郵政大臣等は、私も質問したのですが、国債の直接引き受けを郵便貯金によつてやりたいというような意向もありました。また最近、やはり郵便貯金といふものは庶民の財蓄だけではなくて大部 分が富裕者の無記名預金であるというような、あるいは二〇%程度のシェアが妥当ではないかとうようないろいろなことが言われてゐるわけでございますが、銀行にとって新しい預金形態がなかなか郵貯の定額貯金等に匹敵するものがなかなかかとれないというような状況もございまして大変かと存じます。先ほど佐々木参考人から、答申の

中には、高い見地から見て検討する機関が必要であります。いかに考え方を尋ねしたいと思います。

○参考人（村本周三君）ただいま多田先生御指摘のとおり、郵貯問題というのはいろいろな問題をはらんでおると思います。私どもの基本的な考え方では、われわれは日本経済は民間の活力を生かすよう運営をしていくのが日本経済が一番伸びる道である、かように信じておるわけであります。そしてわれわれは、民間企業と申しますか民間の金融機関として、消費者の皆様からもつと勉強してくれなくては困ると言われることがないよう一生懸命やっていきたいと考えておるわけでござります。しかしながら、私どもはやはり民間企業でございますから、そこに一定の採算という壁があることも事実でございます。したがいまして、明治の初年に郵便貯金ができましたときのようには、当時はまだ銀行の支店も少なかつたことでござりますが、簡便、確実なる貯蓄手段を全国津々浦々で国民に提供すると。それは民間企業においては、民間金融機関においては採算に合わないことを知り得ないけれども、國民にそういう利便を与えることが必要である。こういう意味において、官業と民業とがうまく相携えていたと思います。しかし、先生御指摘のように、官業が非常に大きくなつてしまりますと、今度は日本の全体のキャッシュフローと申しますか、お金の流れの中で非常に問題も出てくると思います。われわれは個人部門と法人部門と公的部門との金の流れの伸立てをいたしておるわけでございますが、その中に非常に大きな支流ができると、全体の流れといふものが果たしていいのかということが問題になつてくるわけであります。

そういつた中で、われわれはもう一つお願ひしたいことは、競争条件を均等にしていただきたい。たとえば税制について、たとえば補助金について、そういう点でフェーカーを持つ官業が民業と一緒に競争しては、日本の経済社会はなかなかうまくいかないのではないかと、かように考えて

○佐藤昭太君 私の持ち時間きをめで限られていますので、四人の参考人の方すべてに御質問をす  
ることができないかとも思いますが、その点あら  
かじめお許しをいただきたいと思います。  
まず、村本参考人にお尋ねをいたしますが、先  
ほど来同僚委員の御質問の中でも、今回の法案が  
金融制度調査会の答申に照らしても重要な部分で  
内容的な後退が起つてているんじゃないかという  
ことで、ディスクロージャーの規定の仕方の問題  
など指摘をされておるわけですが、私も同様の感  
じを持つんですが、そこで、佐々木会長がそのこ  
とにかかわって、たとえばディスクロージャーの  
問題について言えば、すでに銀行の業界の方が法  
律でいかに定めるにかかわらず、これを積極的に  
開かれた銀行にしていくために、それに積極的に  
やつていこうという態勢が進んでいるので、さほ  
ど結果として出てくる姿には変わりはないであり  
ましようというようなことも言われておるわけで  
ありますが、そういうこととの関係で村本さんには  
お尋ねをするんですが、「一つは、すでに第一勧銀  
などは今回の法律に先立つて自主的にこのディス  
クロージャーを実施をしてきたという経過がある  
わけですけれども、今度のこういう法律が作出され  
たことによつて、すでに実施をしておるその内容  
に新たなる何かの一層前進方向での内容の見直し  
が起るのかどうか」という問題が一つ。  
それから、業界全体として、先ほど来のお話し  
の、法律でいかに定まるにかかわらず、自主的に  
開かれた銀行にしていくためのディスクロージ  
ャーに、銀行として、業界として積極的に取り込  
んでいく態勢が進んでいるということであります  
が、しかば、協会として何かディスクロージ  
ャーについてこれこれしかじかという最低基準の  
ようなものをつくって、最低この点は全銀行が実  
施をしていくといつたような準備は始まっている  
のかどうかという問題ですね。  
それからもう一つは、話変わりますが、大口融  
資規制の基準、これは当然厳正に守るべきことが

○参考人（村本周三君） 佐藤先生にお答え申し上げます。

第一の問題は、ディスクロージャーについて、この法律ができたら第一勧業銀行は現在しておるディスクロージャーの小冊子について見直しをするのかという御質問であったと思りますが、私は、この法律の実施に伴いましてさらに一層研究を進めていきたいと考えております。したがいまして、方向といたしましては、いまここで何が加わるということをお答え申し上げるのはちょっといたしかねますが、そういう方向で常に検討を進めており、これからもそうするつもりでござります。

それから第二に、業界の中でどういうふうになつておるかというお尋ねでございます。私どもは、先ほど金融制度調査会答申のとおりに法律になつた場合も、それから今回のように訓示規定でなつた場合も、余り変わりはなかろうがというお話をございましたが、私どもはディスクロージャーというものは、性質上余りリジットに法律で決めるよりも、こういう訓示規定にして各行がそれに知恵を尽くして自分のところを開かれた銀行にしていくというやり方の方が、結果的に余り違わなくとも方法としてずっとといふ考え方を持つておるわけであります。

いま、それでは業界として統一したどういうことを出すかということをやつておるかという御質問でございますが、私どもも社会的責任に関する委員会というものがございまして、いろいろなことを研究しておるわけでございます。しかし現在、これでディスクロージャー案というものはできておりません。しかし、すでに幾つかの銀行がこういったディスクロージャーについての小雑誌を出

している以上は、それぞれ皆さんが工夫をなさり、その上でおのずから業界における一つのいわばノルマというものもでき上がりてくるのではないかと思うかと思っております。

第三番目は、大「融資規制」の問題について、三井銀行はどうなるかというお尋ねでございます。大変恐縮でございますが、よそさんのことでございまますので、私から余りはつきり申し上げかねますけれども、今回の規定並びにそれによるいろいろな細かい詰めを考えますと、私どもは三井銀行さんもクリアされるものと確信いたしております。  
○佐藤昭夫君　もう一つ村本さんにお尋ねをしたいと思いますが、現に多くの銀行で何周年記念の預金とか、預金獲得競争でしばしば問題を起こしておる、そういう場合もあるわけですから、今回この国債も取り扱いができるということになれば、今度はまたその国債の販売競争というようなことも起ころてくるんではないかということを危惧をするわけですから、そうした点で職員さんに預金の獲得にとどまらず、国債の販売を強要をされるようなこと、これは断じてないというふうに言えるかどうかということ。

それから、系列の中金融機関や中小企業預金  
者に国債を押しつけるようなことが起りはしない  
か、こういった問題について所見を伺つておき  
たいと思います。

○参考人（村本周三君） 佐藤先生にお答え申し上  
げます。

私どもは、昭和四十六年に合併をいたしました。  
ときに経営方針として四つの事項を挙げました。  
第一は、広く国民大衆に最上の金融サービスを提  
供すること、第二は、企業に豊富低廉なる資金を  
供給すること、第三に、国際金融の面で活躍する  
こと、そして第四に、私どもはわれわれの職場は  
人間性を尊重した生きがいのある場所にしていき  
たいと、かよううにうたつてきておるのでございま  
す。

ただいま佐藤先生が御指示なさいましたよろ  
くな、国債をわれわれが窓販でやるようなことにな  
る。

卷之三

卷之三

10

卷之三

りましてそれを強制的に販売さしたりするようなことはないかという御質問でございますが、私どもはこの理想に照らしましてそういうことはないと申し上げておきます。また、傘下の金融機関あ

○佐藤昭夫君 最後に一問。私も週休二日制の問題でお尋ねをしますが、先ほど多田委員がいろいろ御質問になつておりましたが、北裏参考書とは少ないと私は思います。

○参考人(村本周三君)　お答え申し上げます。  
私は、昭和五十二年にも全国銀行協会の会員  
相務めまして、そのときも国会におきまして過  
ごり難い問題についていろいろ御質問を受けて

人にはまず、これはもう確証というようなことです。が、全金融機関が一致して週休二日制にできるだけ早く踏み切っていきたいということが村本さん、小原さんそれぞれ言われておりましたが、その際、証券業の業界についても同様の方向だとうふうに確認をしてよろしいのかということが一つ。

それから、週休二日制に踏み切る趣旨については賛成だと、ただ社会的コンセンサスをつくり上げていく上でのなお解決すべき問題が残っているということを言われておったかと思いますけれども、しからば業界としてプログラムといいますか、いつまでにこうこうこういうふうな手を打つて社会的コンセンサスを成熟をさせていくという、そういうプログラムのようなものがあればそれをお聞かせをいただきたい。これほどなたがいいのか、村本さんにでも代表してお尋ねをいたしたい。

以上です。

○参考人(北裏喜一郎君) お答えいたします。

週休二日制につきましては、各参考人からも申された基本的な趣勢としては業界も了承しているわけではありますけれども、必ずしも具体的に社会的なコンセンサスを得るべき、どういう時期にどうなるかということはまだ未解決です。ですから、いま協会内にそういう研究会をつくっておりまして、週休二日制が今度の銀行法で前向きに検討されるならば、同時に社会的な要請に沿うならば、また証券界も具体的に研究しようと思つております。ただ、村本参考人も申されましたが、主としてこれは個人でございまして、現在でも法人を対象にするものは相当部分法人の方で週休二日制をとつておりますから、法人活動といいたしましては現在でも実際上は活動していないので、個人の場合はこれは諸種の検討が必要ると存じま

二日制の問題についていろいろ御質問を受け  
答えも申し上げた次第でございまして、そのよ  
うからわれわれは一貫して、週休二日制、いわゆる  
マル完運動の一一部的にはすでに週休二日を  
つておりますので、マル完、完全週休二日制の実  
現のために努力をしてきておるところでござい  
ます。ただ、佐藤先生のようにどういう時間表で  
し上げましたように、私も金融機関という中で  
ろん郵便局を含めて申し上げていたのでござ  
いますが、大変私どもつておるとおっしゃられますと、大変私ども  
るのでございますが、先ほど小原参考人からも  
さいます。やはり金融機関も週休二日になつた  
ということの中には、そういう公務員とい  
題が大きな問題になっておると思います。し  
いまして、私どもはいまどういう時間表だと  
れると時間表に書き込んでいいのではござ  
ますが、公務員の方も先生方のお力によりまして  
第に進んでおるようでございますから、私ども  
それに平仄を合わせてアズ・スーン・アズ・  
ブルというつもりでやつていきたいと思つてじ  
ます。

○三治重信君 できるだけ重複を避けてひと  
話したいと思うんですが、きょうの参考人  
意見は主に今度の法改正の問題に限つて解説  
され、また質問もそれに限定をされている面が多  
く、また改正される中でそういう十分な質問  
うのか、ただすべき御意見を挙見する事項も少  
ったわけなんですけれども、私はこの窓際の  
界の御意見がはつきり聞けてきょうは非常に  
つたと思うんです。大蔵関係などわりあいに  
く下の方で先越えしてしまって、業界の意見  
本当の腹の意見がはつきり聞けないのがどつ  
と言えば不満だったわけですが、きょうは北

考人や何かはつきり言われたのは、非常に業界といふのかはつきり言われたのは、非常に業界といふのかはつきり述べたことがこういうような参考人の意見聽取に私は非常にいいと思うんです。その点感謝を申し上げます。

ただ、私が一つこの問題の中でちょっと問題に言っているのは、金融機関全体で国債なんかを、大蔵省あたりから直接強制的な割り当てになつてきたりだけれども、その中で銀行の割合が非常に多い割り当てになつていて。したがつて銀行の方は郵便局と同じように集めた金をみんな国債で持つてと言わざるを得ないが、それが窓販という形で出てきたんじやないかと思うわけなんですが、北裏さんの方では、銀行がとにかく発行するやつを一番先にたくさん持つて割り当てて、証券界ではばつとみんな持つてもらえればこれは銀行の方もそう文句は出なかつたんだろうと思うんだけれども、この点をどう考えておられるかという問題。

それから、銀行の方はそうやってシンジケートで物すごくたくさん引き受けているが、窓販ではほんの一部しかけないだろうと思うんですけども、今後こういうような問題の消化について、私はもっと国民がこういう債券のいわゆる担保といふもの、融資の関係、個人でも何でも利用する体制を金融界でぜひ持つていただきたいと思う。こういうような担保の問題で、本当に言えれば法案審議や銀行の運用、いわゆる金融機関の運用の問題の方で参考人として来ていただいたときにじっくり聞くべきだと思うんですけれども、審議の方が非常に急がれているのですから、十分聞く機会はないと思うんですけれども、そういう点についてひとつ総合して佐々木参考人の方から。

私は、こういう日本の資金の融通、担保の問題で余りにも土地に偏向している。これが土地を非常に高くしている大きな原因だと思つてゐるんです。高度成長時代に笠信太郎さんが「花見酒の経

済」という本を出された。これは一時有名になつたけれども、しかしそれは日本の金融の中でも見てみると一番危ないし、これは結局もう少し、この意見聽取に私は非常にいいと思うんです。その点感謝を申し上げます。

ただ、私が一つこの問題の中でちょっと問題に言っているのは、金融機関全体で国債なんかを、大蔵省あたりから直接強制的な割り当てになつてきたりだけれども、その中で銀行の割合が非常に多い割り当てになつていて。したがつて銀行の方は郵便局と同じように集めた金をみんな国債で持つてと言わざるを得ないが、それが窓販という形で出てきたんじやないかと思うわけなんですが、北裏さんの方では、銀行がとにかく発行するやつを一番先にたくさん持つて割り当てて、証券界ではばつとみんな持つてもらえればこれは銀行の方もそう文句は出なかつたんだろうと思うんだけれども、この点をどう考えておられるかという問題。

ことが影響しているんじゃないと思いません。

○野末陳平君 質問だけ先にまとめてさしてました。ですが、村本参考人と北裏参考人と小原参考人、この三人の方にお願いします。

村本参考人には、国債の窓販といずれ関係が出てくると思うんですが、例のグリーンカードの問題ですが、全銀協の中ではかなり批判的であるや聞いたこともあるんですが、事実わかりませんので、その辺のことですね。賛成であるとしても気になる部分があるとすれば一体どこなのか、この際率直に参考意見を聞かせていただきたいと思います。

それから北裏参考人には、先ほど銀行の国債窓販、これがお客様をもたらすんだというような指摘があったと思いますね。話の中では、価格形成で好ましからざる影響を生じかねないというような表現もありましたので、さつきの、仲介者として証券界からどんな弊害をお客に銀行の窓販が与えるのか、具体的に、ちょっと想像はするんですけどなかなかわかりかねますので、それをお願いします。

それから小原参考人には、預金も多分郵貯にかなり食われているんじゃないかなと思うんですが、その実態が去年の秋あるいはことしの春までにどのようになっているのか。もしそうであれば、郵時に食われていく大きな原因というのは一体何かというのを、信金の立場でどう理解なさっているか、それについてお願いしたいと思いま

少額貯蓄優遇制度というものを残しながら、それを適正にやるためにグリーンカードというものと、それから利子・配当所得の総合課税ということに使うためのグリーンカードというものと、二つ目的があつたように思います。

そのそもそもは、いわゆる一般消費税の論議におきまして、租税の不公平、あるいは行政機構改革なくしてはそういう長期の日本の財政は考えにくいということから出ておることとも御承知のとおりでございます。したがいまして、私どもは、さきの国会におきまして所得税法改正その他

の措置が講ぜられました際にいろいろ事情をお話をいたしまして、そのとき附帯決議をつけていたきました。その主なるものは、第一が、金融資産の間に新しい不均衡を生じないことということでございます。そして第二は、個人のプライバシーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるというのを確

認するのに、グリーンカードがない場合に一体ど

ういうことになるのか。そういうことで銀行側が

お客様とトラブルを起こしたりすることがないよ

うに、また、いろいろな事務的負担ができるないよ

うにということをお願いをしたわけであります。

現在、グリーンカードにつきまして私どもはいろ

いろな方面でいろいろな意見が出でておるや伺つておるのでございますが、それはいま申し上げた附帯決議の第二の、個人のプライバシーという

どの程度影響があつたかという議論であります。

が、いままでは信用金庫は大体二ヶた台の伸びでございましたが、昨年は二ヶた台にいかなくて一ヶた台になつたということで、かなり影響があつたということは申し上げられるところでござります。

ことに私どもの資金は個人預金が多いんでござりますね。ですから、ほかの金融機関と違つて一番影響を受けるのは個人預金をたくさん取り扱

つておる信用金庫とか、農業協同組合、漁業協同

組合といったようなところが非常に影響を受けて

いるということは申し上げることができます。

○参考人(北裏喜一郎君) お答え申上

げます。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござりますので、条件をどうしても引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。そのほ

かに私どもがお願いいたしましたのは、これが金

融機関の窓口に過当な負担をかけないこと

とえばお客様が見えて預金をしたいとおっしゃ

つていただいたときに、あなたはどういう方です

かと、その名前、その人が本人であるというのを確

認するのに、グリーンカードがない場合に一体ど

ういうことになるのか。そういうことで銀行側が

お客様とトラブルを起こしたりすることがないよ

うに、また、いろいろな事務的負担ができるないよ

うにということをお願いをしたわけであります。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答え申上

げます。

私の方の、郵便貯金が伸びた割りに信用金庫が

どの程度影響があつたかということでございま

すが、いままでは信用金庫は大体二ヶた台の伸びでございましたが、昨年は二ヶた台にいかなくて一ヶた台になつたということで、かなり影響があつたということは申し上げられるところでござります。

ことに私どもの資金は個人預金が多いんでござりますね。ですから、ほかの金融機関と違つて一番影響を受けるのは個人預金をたくさん取り扱

つておる信用金庫とか、農業協同組合、漁業協同

組合といったようなところが非常に影響を受けて

いるということは申し上げができると思

います。

○参考人(村本周三君) お答え申上

げます。

グリーンカードにつきましては、いまさらこそ申し上げますのは祝詞に説法でございますが、しばらくお許し願つて申し上げさせていただきま

すと、私も税制調査会のメンバーとしてこのグ

リーンカードの審議には参加をいたした者でござ

ります。で、時間もございませんので簡単に申し

上げますと、私どもはグリーンカードについては

二つの大きな目的があつたと思

います。第一は、

以上です。

○参考人(村本周三君) お答え申上

げます。

グリーンカードにつきましては、いまさらこそ申し

上げますのは祝詞に説法でございますが、それ

で申し上げますのは祝詞に説法でございますが、

それから利子・配当所得の総合課税というこ

とに使うためのグリーンカードといふものと、二

つ目的があつたように思います。

そのそもそもは、いわゆる一般消費税の論議に

おきまして、租税の不公平、あるいは行政機構改

革なくしてはそういう長期の日本の財政は考

えにくいということから出でておることとも御承知

のとおりでございます。したがいまして、私ども

は、さきの国会におきまして所得税法改正その他

の措置が講ぜられました際にいろいろ事情をお話

いたしまして、そのとき附帯決議をつけてい

ただきました。その主なるものは、第一が、金融

資産の間に新しい不均衡を生じないこととい

うことでございます。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答え申上

げます。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうしても引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(北裏喜一郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうしても引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうしても引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうでも引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(北裏喜一郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうでも引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうでも引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(北裏喜一郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうでも引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

シーが必要以上に脅かされるというようなおそれ

を与えないことということでございます。

そのほか、その名前、その人が本人であるとい

うのを確認するのに、グリーンカードがない場

合でございます。

以上でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答えいたします。

ただいまの御質問で、ある場合は価格形成にゆ

がみが生ずるのではないかということを申されま

した。それは私はゆがみが生ずるというよりもそ

ういう懸念がありはせぬかと思うんです。先ほど

たびたび申し上げましたが、われわれは売りと買

いの仲介者になり得るが、銀行さんは投資家であ

りまして、預金を取っていくというのが本職でござ

りますので、条件をどうでも引っ張られやせ

ぬかという懸念を持つておるわけです。有価証券

とござります。そして第二は、個人のプライバ

5%は信用金庫が受けている、かなりこれは高率な国債を持たせられているんです。そういうことがありますと、一生懸命にやっているんですね。にもかかわらず、われわれの方でそういうことができないということになれば、ますます郵便貯金にシフトをするのは当然だ、こういうふうに考えますので、これはどこかの会計をやるか知りませんけれども、そういう予算はたくさんお要りお構いなしに国が出してください、それで郵便貯金を集めることになると、とても民間の金融機関は競争できなくなると思いますから、よろしくひとつ御質問のほどをお願い申し上げます。

○野末陳平君 どうもありがとうございました。  
○委員長(中村太郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり本委員会に御出席を願い貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、貸金業の規制等に関する法律案(衆)

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

一、貸金業の規制等に関する法律案(衆第一三九号)

貸金業の規制等に関する法律案

貸金業の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録

第二章 登録(第三条―第十二条)  
第三章 業務(第十三条―第二十四条)  
第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会  
(第二十五条―第三十五条)

第五章 監督(第三十六条―第四十二条)  
第六章 雜則(第四十三条―第四十六条)

第七章 罰則(第四十七条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(登録)  
第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者及び前項の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の申請)  
第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して單に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

2 前項の登録の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者の登録の申請があつた場合においては、次

条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の実施)  
第一項各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者の登録の申請があつた場合においては、次

条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)  
第一項各号に掲げる事項

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項

2 前項の登録を拒否する場合は、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)  
第一項各号に掲げる事項

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

3 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消

しの日前三十日以内に当該法人の役員であつて大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。)

の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

た者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第一百五号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第一百一号)の規定に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 貸金業の営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの二に該当するもの

八 個人で政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの二に該当する者があるもの

九 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録換えの場合における從前の登録の効力)第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る從前の大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その效力を失う。

(大蔵大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有するこ

ととなつたとき。

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

(変更の届出)第八条 貸金業者は、第四条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号の一に該当することとなる場合を除く。)は、あらかじめ、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

二 貸金業者が前項各号の一に該当するに至ったときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

三 貸金業者が死亡した場合においては、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)は、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでに間もなく、同様とする。この場合において、これららの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定めた号に掲げる事項

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

六 貸金業者が第六条第一項第六号(法定代理人による届出を受理したときは、當該届出に係る事項が第六条第一項第六号(法定代理人による届出を受理したときは、當該届出に係る部

分に限る。)、第七号又は第八号に該当することとなる場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

三 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(貸金業者登録簿の閲覧)第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)第十条 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、當該各号に掲げる者

十一 貸金業者が第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営むではない。

十二 貸金業者が死亡した場合 その相続人

(名義貸しの禁止)

十三 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

(過剰貸付け等の禁止)

三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団又は財團にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人者又は管理人であつた者)

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた法人を代表する役員

六 貸付けの利率

三 返済期間及び返済回数

一 貸付条件の広告

二 取扱いの方法

三 第十六条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

(説明会の開催)

第十七条 貸金業者は、その業務に關して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事實に相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(書面の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称は氏名及び住所

二 契約年月日

(書面の交付)

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

(受取証書の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、その受領の都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該返済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
二 契約年月日  
三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)。次条及び第二十条において同じ)  
四 受領金額及びその利息又は元本への充当額  
五 受領年月日  
六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他の大蔵省令で定める方法により返済金を受領する場合にあつては、当該返済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

(帳簿の備付け)

第十九条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に關する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(白紙委任状の取得の制限)

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面(以下「委任状」という)。

を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他の大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに當たつて、人を威迫又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに當たつて、人を威迫又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに當たつて、人を威迫又はその私生活若しくは業務の平穡を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

(債権証書の返還)

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(標識の掲示)

第二十三条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(債権譲渡等の規制)

第二十四条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡するに當たつては、その者に對し、当該債権が貸金業者の貸付けの契約に基づいて発生したことその他の大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に關してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定(これら

を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定は、貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者について準用する。こ

2 貸金業協会(以下「協会」という)は、都道府県ごとに一個とする。

2 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための

十一手中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第四十二条第一項中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第四十二条第一項中「該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者で該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所)を有するもの」と、前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者は」と読み替えるものとする。

3 正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二 会員の営む貸金業に関する、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業の業務に従事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

(加入)

第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(資金需要者等の保護)

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に關し、都道府県知事の認可を受け契約款の内容となるべき事項を定め、会員

に、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という)は、都道府県ごとに一個とする。

2 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための

十一手中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第四十二条第一項中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第四十二条第一項中「該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者で該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所又は居所)を有するもの」と、前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者は」と読み替えるものとする。

3 正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二 会員の営む貸金業に関する、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他の貸金業の業務に従事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

(研修)

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

(加入)

第二十六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(資金需要者等の保護)

第二十七条 協会は、会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

に対し、当該事項を内容とする契約約款により  
貸付けの契約を行うよう指導しなければなら  
い。

(苦情の解決)

第二十八条 協会は、債務者等から会員の営む貸  
金業の業務に関する苦情について解決の申出が  
あつたときは、その相談に応じ、申出人に必要  
な助言をし、その苦情に係る事情を調査すると  
ともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知  
してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決につい  
て必要があると認めるときは、当該会員に対  
し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は  
資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあ  
つたときは、正当な理由がないのに、これを拒  
んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情  
及びその解決の結果について会員に周知させな  
ければならない。

(貸金業の業務に関する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業  
者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸  
金業の業務に従事する者に対し、その業務に必  
要な知識及び能力その他の事項についての研修  
を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報に関する機関(資金  
需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及  
び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの  
をいう。以下この項において「信用情報機関」と  
いいう。)を設け、又は他の信用情報機関を指定し  
会員にこれらの機関を利用させること等の方法  
により、資金需要者等の返済能力を超えると認  
められる貸付けの契約を締結しないよう指導し  
なければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の  
返済能力の調査以外の目的のために使用しては  
ならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この  
法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定め  
るところにより、この法律の規定に基づく登録  
の申請、届出その他必要な事項について、協会に  
に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十二条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に  
供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を  
会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法  
第三十四条の規定による法人を設立することが  
できる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」とい  
う。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及  
び指導を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業  
これらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会又は全国貸金業協会連合会という名称又は  
これに類似する名称を使用してはならない。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及  
び指導を行うことを目的とする。

(報告徴収及び立て検査)

第三十五条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府  
県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正  
な運営を確保するため必要があると認めるとき  
は、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその  
職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿  
書類その他業務に關係のある物件を検査し、若  
しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立て検査をする職員は、そ  
の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が  
あつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

い。

第五章 監督

(業務の停止)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その  
登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当す  
る場合においては、当該貸金業者に対し、一年  
以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部  
の停止を命ずることができる。

1 第八条第一項、第十一条第二項、第十二  
条、第十四条から第二十三条まで又は第二十  
四条第一項(同条第二項においてこれらの規  
定を準用する場合を含む。)の規定に違反した  
とき。

2 債権譲渡等をした場合において、次の場合  
のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に當た  
りその相手方が取立て制限者であることを  
知らなかつたことにつき相当の理由がある  
ことを証明できなかつたとき、又は当該債  
権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て  
制限者が当該債権の債権譲渡等を受ける  
ことを知らなかつたことにつき相当の理由  
があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又  
は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡  
等を受けた取立て制限者が、当該債権の取  
立てをするに当たり第二十一条第一項(第  
二十四条第二項において準用する場合を含  
む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴  
力行為等処罰に関する法律の罪を犯したと  
き。

3 第六条第一項第一号又は第四号から第八号  
までの一に該当するに至つたとき。

4 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業  
を営んでいる場合において、新たに受けるべ  
き第三条第一項の登録を受けていないことが  
判明したとき。

5 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた  
場合に準用する。

6 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重  
いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規  
定による業務の停止の処分に違反したとき。

7 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた  
場合に準用する。

8 所在不明者の登録の取消し

第三十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その  
登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所  
在地を確定できないとき、又はその登録を受け  
た貸金業者の所在(法人である場合においては、  
その役員の所在)を確知できないときは、大蔵  
省令で定めるところにより、その事實を公告  
し、その公告の日から三十日を経過しても当該  
貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者  
の登録を取り消すことができる。

9 第一項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

10 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

11 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

12 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

13 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

14 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

15 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

16 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

17 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

18 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

19 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

20 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

21 第二項の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

2 都道府県知事は、大蔵大臣の登録を受けた貸  
金業者で当該都道府県の区域内において業務を  
行うものが、当該都道府県の区域内における業  
務に關し、前項各号の一に該当する場合におい  
ては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を  
定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずる  
ことができる。

3 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

4 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

5 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

6 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

7 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

8 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

9 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

10 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

11 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

12 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

13 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

14 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

15 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

16 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

17 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

18 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

19 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

20 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

21 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

22 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

23 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

24 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

25 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

26 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

27 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

28 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

29 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

30 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

31 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

32 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

33 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

34 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

35 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

36 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

37 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

38 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

39 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

40 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

41 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

42 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

43 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

44 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

45 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

46 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

47 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

48 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

49 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

50 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

51 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

52 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

53 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

54 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

55 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

56 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

57 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

58 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

59 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

60 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

61 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

62 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

63 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

64 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

65 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

66 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

67 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

68 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

69 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

70 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

71 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

72 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

73 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

74 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

75 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。

76 第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三  
十九条の規定による立て検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならな  
い。





を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第五条第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

第五条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第二項中「前項」を「前二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金銀の貸付けを行ふ者が業として金銀の貸付けを行う場合において、年五十四・七五パーセント（二月二十九日を含む一年については年五十四・九パーセントとし、一日当たりについては〇・一五パーセントとする。）を超える割合による利息を受領したときは、三年以下の徴収若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条第一項中「三十万円」を「三百万円」に、「第五条第一項」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十六年法律第 号）の施行の日から施行する。  
（経過措置）

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項中「五十四・七五パーセント」とあるのは、「五十四・九パーセント」とあるのは、「五十三・二パーセント」とあるのは、「〇・一五パーセント」と読み替えるものとする。ただし、賃屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する賃屋については、この限りでない。

ト」とあるのは「七十三・二パーセント」と、

「〇・一五パーセント」とあるのは「〇・二パーセント」と読み替えるものとする。ただし、賃屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する賃屋については、この限りでない。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息（債務の不履行について予定される賃償額を含む。）の受領（この法律の施行前に業として金銀の貸付けを行ふ者がした金銀の貸付けの契約に基づくものに限る。）に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（日賦貸金業者についての特例）

4 日賦貸金業者が業として金銀の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中

「五十四・七五パーセント」と、「五十四・九パーセント」と、「五十四・一五パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一五パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する日賦貸金業者は、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業を専ら行うものをいう。

一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

（任意に支払った場合のみなし弁済に関する経過措置）

6 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法

以外の方法により貸金業を営んではならない。

7 日賦貸金業者についての附則第九項による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とする。

（出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）附則第二項の規定に

より読み替えられた出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とする。

（貸金業の規制に関する法律案）

貸金業の規制に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 貸金業の規制（第十三条・第二十二条）

第四章 貸金業の監督（第二十三条・第二十九条）

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第三十条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条・第四十三条）

附則





住所又は居所を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」といふ）をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり前条（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者（以下「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権譲渡等を受けることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

#### （帳簿の備付け）

第二十二条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに帳簿を備え、借主ごとに貸付金の額及び返済の年月日その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

#### 第四章 貸金業の監督

（指示）

第二十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合には、当該貸金業者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反したとき。

二 業務に関し不當若しくは不誠実な行為をしたとき、又は不当若しくは不誠実な行為をするおそれが大きいと認められるとき。

三 業務に関する法律以外の法令に違反し、貸金業者として不適当であると認められるとき。

（業務の停止）

第二十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その

登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合には、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条から第二十条まで、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条又は出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

は第五条第一項の規定に違反したとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権譲渡等を受けることができることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者が又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり第二十条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

三 前条の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の取消し）

第二十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項各号（第四号を除く。）の一に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けていたとき。

三 前条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

四 前条第一項の規定による業務の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項の規定による業務の停止の処分を受けたとき。

五 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（聴聞）

第二十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事件の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

（監督処分の公告）

第二十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（業務報告書）

第二十八条 貸金業者は、事業年度（事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までのとする。）ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所又は事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ、期間を定めてその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたと

きは、その提出を延期することができる。

#### （報告及び検査）

第二十九条 大蔵大臣は貸金業を行うすべての者に対する都道府県知事は、当該都道府県の区域内で貸金業を行う者に対して、貸金業の公正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、その営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の業務に関する物件を検査させることができるものとする。

第三十条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に主たる営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、会員たる貸金業者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、貸金業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会（以下「協会」という。）は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員の行う貸金業に關し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告、研修その他の業務

求その他の資金需要者である顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、導、苦情の処理、連絡、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、会員の行う貸

金業に關し、その適正な運営を図るために必要な業務

4 協会は、前項の業務のはか、貸金業者及び貸金業を行おうとする者に対し必要な研修を行うことができる。

(全国貸金業協会連合会)

第三十一条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会（以下「連合会」といいう。）は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に關する連絡調整並びに協会及びその会員に対する指導、助言及び勧告を行うことを目的とする。

（協会及び連合会の名称の使用制限）

第三十二条 協会及び連合会でない者は、貸金業協会若しくは全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

（監督命令等）

第三十三条 大蔵大臣は連合会に対し、都道府県知事は協会に対し、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導、助言若しくは勧告をすることができる。

2 大蔵大臣は連合会に対し、都道府県知事は協会に対し、連合会又は協会の運営がこの法律の目的に適合していないと認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

## 第六章 雜則

（登録免許税及び手数料）

第三十四条 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定めるところにより登録免許税を、同項の都道府県知事の登録を受けようとする者及び同条第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（登録の取消し等に伴う取引の結果）

第三十五条 第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第25条第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

（省令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關する事項は、大蔵省令で定める。

（省令への委任）

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して貸金業を行つた者

二 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

三 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者

四 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五条 第四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで又は第十七条から第二十条まで（第二十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（登録免許税及び手数料）

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の申請書又はその添付書類に虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十二条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第二十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

六 第二十九条第一項（第二十一条第二項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

八 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

九 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十一 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十二 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十三 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十四 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十五 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十六 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十七 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十八 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

十九 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

二十 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

二十一 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

二十二 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

二十三 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

二十四 第二十九条第一項の規定による報告を受けた者

（経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五条）第七条第一項の規定による届出をして貸金業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第三条第一項の登録を受けなくとも引き続き貸金業を行うことができる。その者がその期間内に第四条第一項の申請書を提出した場合において、その期間を経過したときは、その登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 第三条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、前項の規定により引き続き貸金業を行つことができる者に適用する。この場合において、当該引き続き貸金業を行ふことができる者は、第三条第一項の登録を受けた貸金業者とみなす。（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止）

第三条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律は、廃止する。

第四条 この法律の施行前にこの法律による廃止前の貸金業者の自主規制の助長に関する法律第十四条に規定する場合に該当した者に対する業務の停止については、同条及び同条に係る罰則

の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する庶民金融業協

会又は全国庶民金融業協会連合会は、この法律

の施行の日から六月間は、それぞれ、この法律

による協会又は連合会とみなす。

3 前項に規定する庶民金融業協会又は全国庶民

金融業協会連合会は、それぞれ、同項に規定す

る期間内に、第五章の規定に適合するようにそ

の定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可

を受けて、この法律による協会又は連合会とな

ることができる。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に關

する法律の一部改正)

第五条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等

に關する法律の一部を次のように改正する。

貸金業の規制に關する法律(昭和五十六年法律 第号)第三条第一項(登録)の大蔵大臣がす る貸金業者の登録(登録の更新を除く。)	登録件数	一件につき九万円
--	------	----------

#### (大蔵省設置法の一部改正)

第八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加え  
る。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監  
督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を  
調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に關す  
るもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入檢  
査に關するもの」を加える。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關  
する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
關する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
關する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部

題名中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取  
締り」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条」

を「前条」に改め、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前  
一条」に改め、同条を第九条とする。

(罰則に關する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰  
則の適用については、なお從前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正す  
る。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え  
る。

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正す  
る。

第三条第一項の次に次のように加え  
る。

(経過措置)

この法律の施行の日から起算して三年を経過  
する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預  
り金及び金利等の取締りに關する法律第五条第  
一項中「三十六・五パーセント」とあるのは「五  
十四・七五パーセント」と、「三十六・六パーセ  
ント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、  
「〇・一パーセント」とあるのは「〇・一五パ  
ーセント」と読み替えるものとする。ただし、質  
屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一  
条第二項に規定する質屋については、この限り  
でない。

(罰則に關する経過措置)

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正す  
る。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え  
る。

第三条第一項の次に次のように加え  
る。

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三八九八号)(第三八九九号)(第三九  
〇〇号)(第三九〇一号)(第三九〇二号)(第三  
九〇三号)(第三九〇四号)(第三九〇五号)(第  
三九一二号)

一、大衆増税及び大型消費税導入反対等に關する  
請願(第三九一三号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸  
税減免等に關する請願(第三九一四号)

一、内職・パート収入の非課税限度額引上げ等  
に關する請願(第三九二二号)(第三九一八号)

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に關する  
請願(第三九五七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九七七号)(第三九七八号)(第三  
九八二号)(第三九八〇号)(第三九八一號)(第  
三九八二号)(第三九八三号)(第三九八四号)(第  
三九八五号)(第三九八六号)(第三九八七号)  
(第三九八八号)(第三九八九号)(第三九九〇号)  
(第三九九一号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九七七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八〇号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八一號)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八二号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八三号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八四号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八五号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八六号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八八号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九八九号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

二十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

二十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

二十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

二十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

二十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

二十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

二十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

二十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

二十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

二十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

三十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

三十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

三十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

三十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

三十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

三十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

三十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

三十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

三十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

三十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

四十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

四十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

四十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

四十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

四十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

四十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

四十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

四十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

四十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

四十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

五十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

五十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

五十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

五十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

五十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

五十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

五十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

五十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

五十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

五十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

六十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

六十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

六十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

六十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

六十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

六十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

六十六、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九九号)

六十七、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九〇号)

六十八、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九一号)

六十九、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九二号)

七十、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九三号)

七十一、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九四号)

七十二、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九五号)

七十三、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九六号)

七十四、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九七号)

七十五、大型間接税導入反対及び歳出削減に關する  
請願(第三九九八号)

(二通)

請願者 栃木県宇都宮市中央一ノ五ノ一三

栃木県遊技業協同組合内 五十嵐

富衛外一名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 神戸市中央区下山手通五ノ一二ノ

七協和ビル内兵庫県遊技業協同組

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 金井 元彦君

合内 三宅正平外一名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 金井 元彦君

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

第三八六一號 昭和五十六年五月一日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

請願者 熊本市坪井四ノ一〇ノ二〇熊本県

第三八八三號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三八六二號 昭和五十六年五月一日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(七通)

請願者 富山市総曲輪二ノ一ノ三富山商工

第三八八六號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三八六三號 昭和五十六年五月一日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(十二通)

請願者 東京都中央区日本橋二ノ一ノ一〇

日本百貨店協会内 根岸重男外十

一名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 横浜市南区宿町二ノ四四ノ六横浜

紹介議員 南青色申告会内 滝沢誠太郎

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 山梨県富士吉田市下吉田一八七

紹介議員 七山梨県絹人織織物工業組合理事長 高部通正

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 降矢 敬雄君

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

請願者 熊本県小売商業組合内 金子寿外二

第三八八三號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

紹介議員 業協同組合内 畠山玉重

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 中野 明君

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 高知市与力町六ノ二九高知県遊技

第三八八六號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(七通)

紹介議員 大場猪太郎外一万六百六十四名

第三八九九號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 高平 公友君

理由

昭和五十六年度予算は財政危機打開を理由に、庶民には大増税とインフレ、福祉後退を押し付けながら、軍事費には特別配慮する増税・軍事優先予算となつてゐる。しかも国民に強い批判のある不公平税制を正すことなく、なし崩しに大型消費税導入への道を突き進もうとしている。国民生活の現状は、物価高のなかでの実質増税、賃金抑制によつて家計収入が実質マイナスとなり、中小零細企業は、売上げ不振、倒産の激増のもとで、経営困難をいつそう増大させている。こうした現状に對処し、国民生活の安定と中小業者の営業を守るために、今日の財政危機を生みだした大企業と大資産家優遇の不公平税制を抜本的に是正するとともに、高度成長型財政構造の転換、国民生活重視の民主的行財政改革、インフレ増税の調整、軍事費抑制の措置をとり、「一般消費税によらない財政再建国会決議」の実行を図るべきである。

(四通)

請願者 千葉県佐原市佐原イ四六四番取青

色申告会内 鈴木光国外三名

紹介議員 日井 荘二君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

請願者 岡山市京橋町五ノ一岡山県遊技業

協同組合内 村尾清

紹介議員 木村 晴男君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(三通)

請願者 北海道函館市本町五ノ一六函館方

面遊技業組合連合会内 毛間内順

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(六通)

請願者 茨城県西茨城郡七会村徳藏六三七

第三九〇三號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(六通)

請願者 七会村青色申告会内 薩摩竹外五

第三九〇四號 昭和五十六年五月六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(二通)

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 井千治

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 井千治

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 井千治

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

紹介議員 井千治

と。

第三九〇五号 昭和五六年五月六日受理 (三通) 大・型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願 請願者 岐阜市六条南二ノ一 岐阜県電器 紹介議員 藤井 孝男君 商業組合内 武藤勲外二名
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
第三九一二号 昭和五六年五月七日受理 大・型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願 請願者 川崎市高津区津口六三七川崎北青 色申告会高津支部内 神保義一
紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
第三九一三号 昭和五六年五月七日受理 大・衆増税及び大型消費税導入反対等に関する請願 請願者 神奈川県相模原市文京二ノ二三ノ 一四 武等外四十一名
紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第三八八六号と同じである。
第三九一四号 昭和五六年五月七日受理 ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税减免等に関する請願 請願者 川崎市高津区馬綱五六七 本名友 二外二百九名
紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。
第三九二二号 昭和五六年五月七日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願(五通) 請願者 北海道岩見沢市北三条西六丁目 長沢みさを外五百八十四名
紹介議員 山崎 昇君 この請願の趣旨は、第三六八七号と同じである。
第三九二八号 昭和五六年五月七日受理 第五部 大蔵委員会会議録第二十二号 昭和五六年五月十八日 【参議院】

内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 北海道士別市東六条九丁目 平野 豊三外百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三六八七号と同じである。

第三九五七号 昭和五六年五月七日受理  
(五通)  
大・衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願  
請願者 札幌市中央区北四条西一二丁目ほ  
くろうビル内北海道春闇共闇会議

紹介議員 丸谷 金保君 内 小納谷幸一郎外一万四千七十  
八名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九七八号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 札幌市中央区南三条西四丁目札幌  
方面遊技業組合連合会内 酒井郡  
司外一名

紹介議員 北 修二君 大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九七九号 昭和五六年五月七日受理  
(六通)  
大・衆増税及び大型消費税導入反対等に関する請願  
請願者 福岡市博多区半道橋二ノ二ノ五一  
日本商業政治連盟福岡県支部内  
木瀬克巳外五名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八〇号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町六、  
八八一大洗町青色申告会内 寺内 淳外二名

紹介議員 郡 祐一君 この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八一号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 福島県郡山市小原田四ノ二ノ五  
福島県清涼飲料工業組合内 緑川 晋

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八二号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 福島県郡山市小原田四ノ二ノ五  
福島県木材協同組合連合会内 浜田 定吉外二名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八三号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 福島市中町五ノ一八林業会館内福  
島木材協同組合連合会内 浜田 定吉外二名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八四号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 福島県郡山市小原田四ノ二ノ五  
福島県清涼飲料工業組合内 緑川 晋

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八五号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 名古屋市中区栄二ノ九ノ三〇栄山  
吉ビル内愛知県遊技業協同組合連

重視の民主的行財政改革、インフレ増税の調整、軍事費抑制の措置をとり、一般消費税によらない財政再建という国会の決議の実行を図るべきである。

請願者 三重県津市広明町三二八 三重県遊技業協同組合内 小柴文一外三名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九七八号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 宮崎市宮田町六ノ七官崎県遊技業  
協同組合内 前園善彦

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八二号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 長野県茅野市塚原一ノ三ノ二三諏訪  
税務署管内青色申告連合会内 石田文一外十二名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八三号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 石田文一外十二名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八四号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八五号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八六号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 吉井 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八七号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 佐藤 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八八号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 佐藤 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八九号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 佐藤 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九九〇号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 佐藤 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九九一号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願  
請願者 佐藤 一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九九二号 昭和五六年五月七日受理  
第五部 大蔵委員会会議録第二十二号 昭和五六年五月十八日 【参議院】

紹介議員 内藤善三郎君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八六号 昭和五十六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
請願者 横浜市南区宿町二ノ四一神奈川県  
電機商業組合内 峯尾正一

紹介議員 秦野 章君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八七号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
請願者 埼玉金大宮市宮町一ノ六〇株式会社  
西武百貨店大宮店内 村田光穂

紹介議員 鳩山威一郎君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八八号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
(四通)  
請願者 香川県高松市大工町七ノ一三香川  
県遊技業協同組合内 渡辺保佳外  
紹介議員 平井 卓志君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九八九号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
(二通)

請願者 佐賀市唐人二ノ五ノ四佐賀県遊技  
業協同組合内 新富繁雄外一名  
紹介議員 福岡日出磨君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九九〇号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
(二通)  
請願者 山形市大手町二ノ四五山形青色申

紹介議員 高橋善積外一名  
告会内  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三九九一号 昭和五六年五月七日受理  
大型間接税導入反対及び歳出削減に關する請願  
請願者 大阪市東区道修町二ノ一六日本商業政治連盟大阪府支部内  
高橋調  
紹介議員 森下 泰君  
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。